

監獄協會雜誌

第貳拾五卷
第八號

明治二十七年二月二十六日第三種郵便物認可(監獄協會雜誌第貳拾五卷第七號)(明治三十五年七月二十日發行)第一回二十日發行
明治二十七年二月二十六日第三種郵便物認可(監獄協會雜誌第貳拾五卷第七號)(明治三十五年七月二十日發行)第一回二十日發行
明治廿一年五月創刊迄月一回二十日發行(元)八月二十日發行

監獄協會雜誌第貳拾五卷第八號目次

○論 說……………(一頁)

○改善不能の累犯者に關する刑事政策論(承前)……………
佛國法律博士 原 夫次郎

○講 演……………(一二頁)

○監獄事業に就て(承前)……………
司法次官 平沼騏一郎
各自端守(承前)……………
文學博士 南條文雄師

○資 料……………(二七頁)

○千九百十一年度(明治四十三年四月一日ヨリ)英國の犯
罪及監獄統計……………
○在監者食料種類の變更……………
○挽割麥と挽割玉蜀黍衛生上比較調査……………

○談 叢……………(四二頁)

○春風秋雨八十三年(其一)……………
石澤謙吾翁懷舊談

○統 計……………(四八頁)

○明治四十五年六月末日現在在監人員表……………
○明治四十五年六月末日現在在受刑者罪名表……………
○明治四十五年六月末日現在在監人員監獄別表……………

○說 林……………(五四頁)

○女性犯罪者の心理……………
○醜態乳と長壽との關係……………
○鼻を以て犯人を區別す……………
○雷鳴の現象に就て……………

○寄 書……………(五七頁)

○再び祖先崇拝に就て……………
千葉 石井 光 美
○長野監獄新受刑者に對する犯罪と季節との關係……………
長 野 自 井 勇 松

○常識の明(承前)……………
尾 原 靜 乘
○免因保護事業の獎勵……………
寺 永 法 惠

○通 信……………(六八頁)

○川越だより……………
川 越 分 監 長 報
○管内免因保護成績……………
前 橋 監 獄 報

○彙 報……………(七四頁)

○改元○大義の裏期○義服規定○御大葬期日○臨時議會召
集○服役特免と同情○免因保護事業の成績……………

○叙 任……………(八二頁)

○會 報……………(八三頁)

○眞木理事の出版

大行天皇御不豫の報突如として傳はるや萬民驚愕し
て措く處を知らず只管天に謹祈し地に虔禱し其御平
復を望み奉りしに遂に其效なく明治四十五年七月三
十日龍駕登遐奄ち白雲の裏に隠れさせ給ふ六千萬の
蒼生色を失ひ天に號べば暗愴として日光なく地に哭
すれば蕭索として物聲なし嗚呼哀哉伏て惟みるに
大行天皇は乃ち神乃ち聖夙に大統を繼紹し維新の鴻
業を建て立憲の宏謨を定めて以て皇基を鞏固にし國
光を發揚す寔に懿功丕績遠く百王に軼ぎ鴻猷偉烈比

倫す可き無し
 若し夫れ仁德無疆圀の民に追ひ明治の初年臣僚を
 海外に特派して典例を調査せしめ恆に獄政の改善に
 御軫念あらせられ終に現今の發達を見るに至れる如
 き厥聖恩の深き吾等協會員の齊しく感泣に堪へざり
 し所今や溘焉人天を隔て給ひ追攀するに由なむ嗚呼
 哀哉
 茲に悼詞を展ふるに際し心傷み涙下りて辭の裁する
 所を知らず誠恐誠惶虔んで哀衷を表す

監獄協會雜誌第貳拾五卷第八號

論 說

改善不能の累犯者に關する刑事政策論

（承第二十五卷第六號）

佛國法律博士 原 夫 次 郎

第二項 佛國に於ける法制

前項所掲の如く佛國に於て累犯防遏の目的下に公布せられたる諸法律ありて
 之が爲め累犯を豫防し若くは累犯者を規律し併せて直接間接に累犯者中の所謂
 改善不能と看做す可き累犯者をも制御し得可きものありと雖も就中其法律中に
 於て夫の放逐法（一名流誦法）并に住居制限法は直接此改善不能の累犯者を制御せ
 んが爲めに設けられたる法律なるを以て茲には唯此二法律を概論するに止めん
 とす

第一目 累犯者放逐法(一名累犯者流謫法)

此累犯者處分法は佛國に於て刑事政策樹立の一大溝渠を爲したる一千八百八十五年(二十七月)に制定せられ後更に一千九百一年七月十日の法律を以て數條を追加せられたる者にして主として實驗學派の學說を容れ刑事懲罰主義を採用し夫の改善不能と看做す可き累犯者に對し社會防衛の爲め主刑満了の後刑事的行政處分を以て遠く屬地若くは殖民地に放逐し此等頑強なる反社會性の者を佛國本土内の社會より洗滌掃除し彼等をして再び其本土の良民と伍するなからしめ彼等をして終生若くは半生の間其流謫地に移住せしめ其地の住民と爲り其地の生存競争に委せしめて以て一面彼等頑強なる反社會性の發表を豫戒し其發表あるに當りては刑罰と併せ行はるゝと同時に一面又之れが宣告執行に依りて彼等反社會性者間の生存競争の辛酸を嘗むるに及んで不知不識の間に社會の眞義と秩序の要を自得感念し依て以て本土に歸來せんことを祈願して熄ます爲めに流謫地亦荒蕪寂寞たらずして偶々國家の殖民政策を補助するものあればなり而し

て同法は如此刑法と併び行はれ刑法を補助する所の所謂刑事的行政處分を目的とするものなれば二十三ヶ條より成立する同法は單行法として發布せられ敢て刑法の規定を改廢添削するを要せざりき是れ單に改善不能の累犯免囚を處分し監視せんが爲めに設けたる一行政處分法に過ぎざればなり

今同法を概説するに當り専ら簡易と明瞭を期せんが爲め左の五題目に依らんとす即ち

第一、放逐若くは流謫とは何ぞや且つ如何なる國家機關に依りて此放逐若くは流謫を宣言せらるゝや

第二、放逐法(一名流謫法)の適用を受く可き累犯者の累犯の爲めに設けたる特別の期間は如何に定めたるか

第三、如何なる場合に放逐法の適用を受く可き改善不能の累犯者と看做さる可きや

第四、放逐法適用事件の訴訟手續と其裁判如何
第五、放逐法適用の判決執行と其後の處分如何

とす以下順次之を略述す可し

第一、放逐の意義并に其宣言機關
放逐とは改善不能と看做さる可き累犯者を佛國の屬地若くは殖民地に永久的流放閉鎖することに依りて成立するものにして(放逐法第一條)其改善不能の累犯者たる推定を受く可き場合は以下第三の叙述を待つて之を知るが如く是れ絶對の法律上推定にして其犯行當時の心身の狀態若くは社會境遇等反對の證據に依り累犯者の改善可能を認定して以て其推定を覆すことを得ざるものと爲し敢て刑事人類學派の首唱する如き生來犯人たる習慣犯人たるを問はざるなり故に其累犯者の顯はれたる場合には放逐宣言者は必ず其放逐を宣言せざる可からざる結果を生ず可し而して其宣言機關は獨り佛國普通裁判所にして佛國特別裁判所は戰時の場合を除き其權限あることなし但し一千九百三年八月九日の布告に依り佛國屬地「アリゼリ」國に設けたる普通裁判所は佛國普通裁判所と同一に看做されたるに依り其宣言の權限あるに至りたり

論

第二、

尙ほ其宣言の執行に屬する佛國行政官廳の放逐執行に關する細則は一千八百八十五年十一月二十六日發布に係る布告に則る可きも茲には之を省略す

放逐法の適用を受く可き累犯者の累犯の爲めに設けたる特別期間此期間に判決確定の後犯したる犯罪が其累犯者の爲め改善不能の者と看做さるるが爲に設けたる特別期間にして例へば夫の刑の執行猶豫に關する特別期間の如く又夫の普通累犯の爲にする特別期間の如き各其期間を異にすと雖も其法意は大同小異なり即ち佛國刑法に於ては刑の執行猶豫期間を五年と爲し(一千八百九十一年三月二十條)普通重罪累犯の爲には特別期間なく(刑法第五條)輕罪累犯の爲め五年間と爲す(刑法第五十七條)に拘らず右放逐法の規定する改善不能の累犯者と看做す可き累犯の特別期間を十年と爲したり(放逐法第四條)而して此特別期間は前刑期満了の後進行するものと爲したり但學說判例に異論あるを免れざるも今茲に之を詳論せず、放逐法の適用を受く可き改善不能の累犯者と看做さる可き累犯者

第三、

放逐法の適用を受く可き累犯は何れも所謂政治犯にあらざる普通の重軽罪にして連続犯に係るときは其連續の各所爲は各別に累犯關係を生ぜず(第三條)然れども同法は刑事行政法たる警察法若しくは安寧法の性質を有するが爲め其適用を受く可き者は佛國民たると同國內に生存する外國人たるとの間には何等差別を設けざるなり(一千八百八十六年三月五日大審院判例)然れ共其適用を受く可き者は何れも男子にして其年齢に二の制限あり即ち一は六十歳以上の老年者に對し他は廿歳以下の未成年者に對する者是なり其六十歳以上の老年者にして放逐法の適用を受く可き改善不能の累犯者と看做さる可き條件を具備したる時は其刑期満了の後之を佛國本土外に放逐するとなくして内地に居住せしめ後に叙述する所の住居制限法に依り終身其住居地を制限せらるゝに止まる可く又二十歳以下の未成年者にして放逐法の適用を受く可き改善不能の累犯者と推定せらる可き條件を具備したるときは其刑の満了後滿二十一歳に達するまで佛國本土内の輕罪監獄に拘禁せらるゝの外之を本國外に放逐することを爲さず但し若し其成年後

犯したる罪の爲め前科に算入せられ放逐法の條件を充たすときは爲に放逐せらる可きは勿論なり(同法第六條第八條并に一千八百八十七年三月廿五日大審院判例)又同法は先きに處罰せられたる者が特赦若しくは減輕に依りて其刑の全部若しくは一部の執行を免除せられたるときは勿論縱令刑の時效に依り其執行を免れたるときと雖も總て此等の處刑の前科の内に計上す可く(一千八百八十七年二月十日大審院判例)唯復權を得たるときを除外するのみ(第五條)

其普通犯の累犯者にして改善不能者と看做され放逐法の適用を受く可き場合は之を大別して四と爲す(同法第四條)

(1) 二度徒刑若しくは懲役の刑に處せられたる者但し一千八百五十四年五月三十日の法律第六條第一項及び第二項に抵觸せざることを要す(同法第一號)

此の種の累犯者を改善不能の累犯者中に伍したるは其累犯者の反社會性の頑強なる點よりも寧ろ犯行性の危険の度重く社會に害を與ふることの大なる點を慮りたるに依るものと認む可く而して右抵觸せざることを要する一千八百五十四年五月三十日の法律第六條第一項第二項は總て初犯

者たると累犯者たるとを問はず八年以下の徒刑に處せられたる者は其刑期満了の後行政處分を以て佛國屬地に送還せられ其受けたる刑期と同一の期間其地に居住を命せられ又八年以上の徒刑に處せられたる者は其刑期満了の後同じく行政處分を以て佛國屬地に送還せられ終生其地に居住を命せらるゝことを規定するを以て此種の犯人に對し放逐法を適用する場合には宜しく右の法律適用と調和し同法に依り既に終身屬地居住を命せられたる者に對しては放逐法の適用を避けしめ又有期の屬地居住を命せられたる者に對しては其期間満了の後放逐法を適用せしむることゝ爲したり

(2) 徒刑若くは懲役の刑に處せられたること一度にして尙ほ他に二度の處刑を受けたる者而して其二度の處刑は或は重罪を犯したるに依り減輕せられて重禁錮の刑に處せられたる者或は盜罪、詐欺取財罪、橫領罪、猥褻姦淫罪、公道に於て賣淫の勧誘若くは援助を爲したる罪(一千九百三年四月三日の法律)淫行誘導罪、刑法第二百七十七條及第二百七十九條の適用に依る浮浪罪若くは乞丐

罪(此等の犯罪者が他人に強暴を加ふることを得る兇器若くは)等の各犯罪に依り三ヶ月以上の重禁錮に處せられたる者たるを要す(同法第二號)此種の累犯者を改善不能の累犯者と推定したるは其累犯者の反社會性の稍々頑強なる點と犯行の危險性の點を考量したるに依るものとす

(3) 前後四回の處刑を受けたる者即ち或は重罪を犯したるに因り減輕せられて重禁錮の刑に處せられたる者或は右(2)に列舉したる犯罪に依り三ヶ月以上の重禁錮に處せられたる者にして同號に於けるが如く敢て其各犯罪間に度數の差別に關する制限あることなし故に四回悉く重罪を犯し減輕の結果重禁錮の刑に處せられたる者にては或は四回悉く右(2)に列舉したる犯罪に依り三ヶ月以上の刑に處せられたる者にては均しく本號の場合に包含するは勿論なり(同法第三號)此種の犯罪者を改善不能の累犯者と推定したるは専ら其累犯者の反社會性の頑強なるが爲めなり

(4) 前後七回の處刑を受けたる者即ち其内二回は少くとも右(2)(3)の何れかの

第四、

處刑を受け其餘は或は單純の浮浪罪に依り或は後に叙述す可き内地の住居制限法の違犯罪に依り處刑を受けたる者但し其内二回は何れも三ヶ月以上の重禁錮に處せられたることを要す(同法第四號)

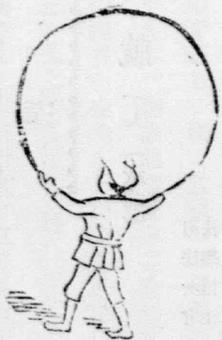
此種の累犯者を改善不者の累犯者と推定したるは前號來の如く専ら罪惡の危険を防禦せんよりは寧ろ頑強なる浮浪癖の徒を別天地に驅逐せんが爲めなり

放逐法適用の訴訟手續

放逐を宣言せらる可き被告人に對しては必ずや先づ前段各號の一に相當する累犯なかる可からざるを以て裁判所は此累犯罪を審理裁判するが爲めには總て刑事訴訟法の規定に則らざる可からざると同時に若し其被告事件が所謂現行犯罪にして豫め放逐法の適用を受く可きものなることを認定したる場合に於ては夫の許多刑事訴訟法の例外規定を爲したる一千八百六十三年五月二十日の法律即ち輕罪の現行犯に關する特別手續は決して之を適用す可からざるのみならず必ずや官選辯護人を附して其事件

を審理裁判するを要し又檢事の發したる令狀に依り該被告人を拘留す可からず若し之に反したるときは其訴訟手續と裁判の無效を惹起す可し然れども法律は其事件を豫審に付するを必ずしも命ぜざるなり(放逐法第十一條)

如此にして若し裁判所が審理の結果其被告人に放逐法を適用す可きを認定したるときは其裁判は被告人に對して主刑と俱に放逐を宣言す可きを命じたり(同法第十條)而して其裁判には主刑宣告の理由と同時に放逐宣言の理由を付す可きは勿論若し之れに反するときは控訴上告に於て取消又は破毀の因たる可し(一千八百八十九年三月十六日、同年五月十六日、一千八百八十六年七月十日、同年八月十九日等の大審院判例) (未完)



講

演

監獄事業に就て(承前)

司法次官 平 沼 騏 一 郎 君

それから次ぎに御注意を申上げて置きたいことは専門の事業に當る者は是は監獄にて限りませぬ總てさうであります、どうも自分の舖を大きくしたがるといふことは免れぬのである。是は悪くいへば我田引水といふことにもなりません。是は決してさう悪い考へで皆やるのではない。自分の職務に熱心である、自分の従事して居る處の事業を愛するといふ心からして知らず識らずさういふ結果にも相成のでありませうが、此事は吾々の深く注意しなければならぬことでもあります。さういふ結果に立到るといふことは深く戒めて参りませぬといふと甚だ宜しくない結果を生ずるであらうと思ふ。監獄の經營に當つて居ります者は成べく自分の従事して居る處の事業を發展していつて行刑の目的を充分に達したい。斯ういふ考への起るのは當り前のこと、苟も職務に忠實なる者は誰しも其考へは有つて居るのであります。又是はさうなければならぬことでもあります。其精神は充分有つて居らな

講

演

ればなりませぬが、併ながら其精神が溢れまして無理なことを生ずるやうになつては甚だ宜しくないのであります。此監獄に於ける行刑はどうしても行刑に必要な設備といふものがなければならぬのである。此設備が宜くありませぬといふと監獄の行刑といふものは都合好く行はれないといふことは明白な話であらうと思ふ。それでありませぬから吾々當局者と致しまして監獄に於ける諸般の設備の完全を望むといふことは是は勿論の話であります。先づ監獄の構造を宜くしたい。今日の監獄は御承知の如く近頃新しく出来上りましたものは別と致しまして、大半は其設備不完全の爲め行刑上不便の點の多いといふことは認めなければならぬのであります。それでありませぬから行刑の便を得ますには是等の監獄を一日も早く改良致しまして之を完全に致したいといふことは當局の希望としては誠に止むを得ぬことである。けれども今日の社會の状態を考へますれば誠に内外多事の時節であつて諸般の事柄に就き多大の經費を要するのである。獨り監獄のみ多額の經費を使つて行くといふことは今日の財政状態に於て到底許さないものである。勿論此設備を完全にするといふことは最も希望する處ではありませんが、併し是が爲めに多額の經費を投ずるといふことは却々むづかしいのであります。是はどうも國家の全體の上から考へて見まして或る程度を超へて之を支出するといふことは到底許しませぬ。故に國家財政の許す範圍内に於きまして其計畫を立て、行かなければならぬと考へて居りま

すから其經營に當る者は成べく節約を致し成べく少額で其設備の出來るやうに努めて行かなければならぬと思ふのであります。是は即ち國家に忠なる所以で唯だ設備を大きくし之を完全にし是が爲めに巨額の經費を要するも厭はぬといやうな考へで事に當つては非常な間違ひである。此事に當る者は能く國家全體のことを考へて然る後に計畫を立て、行かなければなるまいと思ふのであります。是等は殊に監獄の職に當る者は深く留意して置かれたいと考へて居るのであります。勿論此設備の完全といふことは必要でありますけれども、能く考へて見ますれば監獄行刑の目的を充分に達して行くといふことは、其設備の完全よりは寧ろ之に當る人の精神にあると思ふのであります。設備は不完全でありまして其職に當る人が誠意誠心己れの本分を盡して參りましたならば決して此設備が不完全なるが爲めに其目的の達せられないことはなからうと思ふ。勿論現今の状態に於きまして監獄の設備が完全を缺いて居りますから之を成べく宜くして行くといふことは致したうございますが、唯今申します通り是が爲めにさう多額の經費を投ずるといふことは國家の經濟が許さぬから、是は人の精神を以て補つて行くより外ないのである、誠に監獄の建物は壞れて居るけれども、其衝に當つて居る人が熱心事に當つて居るから行刑の結果は甚だ宜しいといふことになりましたならば、監獄の建築の完全を誇るよりも遙かに其方が優るものと自分は考へて居るのでございます。どうぞ諸君は將來此考へを以て

職務に御盡瘁あらむとを希望するのであります。是は日本ばかりではございませぬ、外國に於きましても其話は能く聴くのであります。監獄が立派になり是が一種の見世物のやうなものになつて仕舞ふ。恰も監獄の參觀は博物館でも見に行くやうな考へを人が持つやうになる。是は甚だ宜しくないことである。監獄の建築法等に就きまして研究を重ねて成べく完全なる監獄を作つて行くと申しますことは行刑に便ならしむる爲めで決して其家屋の構造を以て人に誇る爲めではないのであります。如何に其構造が完全無類でありましても行刑を掌る官吏が不熱心で而して其職を盡さぬといふことになりましたならば何もなるものでない。是等の點に就きましても私から特に諸君に申上げる必要はないやうに考へます。併ながら是はどうも人情と致しまして動もすると形ちの完備して居るを好むやうになり易いものである。さういふお考へは諸君にはなからうと思ひますけれども、萬一さういふ考へが出ましたならば、どうぞ私が今日申しましたことを能くお考へ下さいまして、平沼が斯ういふことをいつたが斯ういふ考へが起つてはならぬのであるといふことをお考へになりますれば誠に自分は仕合と考へて居るのであります。斯の如きことを申上げるのは私の老婆親切と思召すかも知れませぬけれども、併し此點に就きましては今日我國の財政状態經濟状態より考へましてどうしても此百般の經費を節して成べく少ない經費を以て事を擧げるといふことに努めねばならぬ。是は監獄ばかりでありま

せぬ。總ての方面に於て其心懸けがなければならぬといふことを深く感じて居るのであります。

國家の興亡といふことは誠に小さい原因に基くことが多いのであります。小さな原因が積り／＼て随分大きな結果を生ずるに至るのである。是は良いことに就きましてもさうでございませうし、又悪いことに就きましてもさうである。古來の歴史を稽いて見ましても一國の衰へるといふことはどうも此奢侈といふことが原因になることが多いと思ふ。奢侈が長じまするといふと決して長く其國が隆盛であるといふことは出來ないのであります。奢侈が長じて居ります間は誠に其國は盛んのやうに見える。併し其時に於て衰へる處の原因をいふものが伏在して居るのである。私は決して今日國の衰へる原因が伏在して居るといふやうな不吉の言を申すのではありまぬ。けれども我國諸般の状態を觀察致しまするといふとどうも奢侈に流れんとする傾向があるといふことは遺憾ながら申さなければならぬと思ふのであります。斯の如き時期に於きまして家屋の建築が華美に流れるといふことになりましたは甚だ宜しくない。殊に此監獄の如きものは罪惡を犯したる處の囚人を入れる場所である、行刑に便宜を得るだけの設備はどうしても致さなければなりません。其以外のことは總て之を節略致すといふ方針を執らなければならぬのである。若し行刑に便を得るといふ以外に於きまして經費を投ずるといふことになりましたならばそれ等の費用といふものは總て之を無用の費用といはなけれ

ばならぬ。金額の多寡には決して拘りませぬ。萬一斯の如き費用を監獄の建築に投せられたといふことになりますれば總て之を無用の費用と批評されても致し方ないのである。人情から申しますれば自分の住んで居る家屋は成べく立派にしたい、自分の事務を執つて居る處の官衙は成べく壯大にしたい。是は人情でありまして深く咎むべきではないやうでありますけれども、唯今申上げます通り今日の我國の状態から考へますればさういふことは決して之を許すことは出來ないのである。さういふ今日我國の状態ではないのであります。是等の點に就きましてはどうぞ諸君に於きましても能く自分の申しましたることをお考へになりまして、將來御注意にならむことを希望致します。専門の事業に従事する者が、兎角自分の舖を大きくしたがる弊のあるといふことは今申します通り免れ難き人情ではありませうけれども、重ねて私はさういふ御考へで職を執られてはいけないといふことを申上げたいのであります。

今日是迄申上げましたることは何れも矯正をしなければならぬ弊害の點だけを摘んで申上げたのであります。久しく私は監獄協會の會員と相成つて居りましたに拘らず、誠に御無沙汰勝ちで相濟まぬとは考へて居りましたが、今日は會長からして何か話をしたら宜からうといふことで此席へ出まして、平生は御無沙汰をして居りますから今日は此弊害のことを特に申上げましたので、甚だ諸君に對して

禮を失するの嫌ひはあるかも知れませぬ。併し之には自分が當局と致しまして平素深く感じて居る處でございますから、今日此席に出ましたのを幸に所見を申上げまして清聴を汚しました次第でござい
ます。(拍手)(完了)

各 自 端 守 (承前)

文學博士 南 條 文 雄 師

是で東西南北と下の方だけが濟んで上の方だけが残つて居る。上の方はどうかといふと矢張り師弟の道のやうであるが、南の方は普通の師弟の道で、今度は宗教の話聴く者の心得、後に聴かせる者の心得であるが、宗教家の話を聴く人が宗教家に對しての心得が五箇條、宗教家たる者が宗教の話を人に向つて致すに就ては罪が重いと見へて六箇條で一箇條多い。是は今月の十八日から一週間彼岸となる、其彼岸の話です。此彼岸といふ言葉の天竺原語に六波羅蜜多といふて六箇條があります。其六箇條を釋迦が腹に持つて居つての話ゆへに、宗教の話をする者に對してだけは一箇條多いのであります。それだけ御承知置下されば上の方が濟むのであります。で先づ宗教の話を聴く時はコンナことは

お話する必要がないか知りませぬが、續きでありますから申します。

其第一は「善心を以て之に向ふべし」之れは斯う申しました。(小冊子を讀む)「今日でも皆さんが善心であればこそ私も話が出来るのである。言葉尻を捉へて穴を見出さうといふ悪心があつたら話せませぬ。親切な善き心で聽いて下さるから話せるのであります。今日もさうであります。皆さんが御親切の心を以て聽いて居て下さる。どれも當り前の事を三千年昔の話をやつて居る、御迷惑でありませうが、兎に角お林へ下されて聽いて下さる。それで押強く私が話して居る。アとあちらでもこちらでもやられたら私は半ばであります。御免蒙りますといつて引下つて仕舞ふのです。(笑聲起る)昨日の唯今頃は淺草の本願寺で専門の説教をやつて居りました。私が其説教をする時に十惡五逆の罪人は地獄一定などとやりました。それを一々答め立をしたら出来るものでない。十惡五逆の罪人とは誰のごとだ、地獄一定とは乃公のことをいふかとなつたら一言もあとは出ませぬ。それをア、有り難い南無阿彌陀佛で聽いて居るから云へるのである。それから

第二は「好言を擇んで與に語るべし」で、宗教家とお話なさる時には、どうも宗教家の話は詰らぬといはれても、それは詰らぬとお感じになつたを正直にいふのであるから恐入りましたと、參るか知らぬ。中には詰らぬことばかりはない、何所が詰らぬかと、私は宗教を喧嘩道具にすることはない

と思つて居りますが、兎に角好き言葉を選んで話をするが宜からう。

第三は最も云ひ悪い箇條だが、私が立てた箇條ではないから話が仕易い、私がコンナ箇條を立てたら勝手なことをいふとお咎めでせうが、それは「身を以て之を敬すべし」といふのである。是はどういふことかならば斯ういひました。(小冊子)「心ばかりでなく敬ひを身に顯はさなければならぬ。私の爲なら帽子も取らぬでよい、併し佛の御前だから取つて貰はなければならぬ」といふた。若し其所に天子様の御寫眞を掲げてあつたら何所でも敬禮するが日本人の當り前である。それが佛の前である。今日はコンナ坊主らしくない坊主になりましたが、之を話した時は衣を着て袈裟をかけて珠數を持つてやつて居つたのでありますから、兎に角袈裟、衣で佛の教を説くに帽子を被り煙草を吸つて居つても私は腹も立てぬ、何も咎めぬけれども其人の心が見へる。何所かで此ことをいつたことがある。慥か三河の岡崎で二十二年前であつたと思ふ。此ことをいつたら向ふの方に帽を被つて居る者が居つた。私は悪いことをいつたと思つて見向きもせず居つたら、向ふでもきまりが悪くなつたと見へてそつと取つた。煙草も自分が嫌ひだからいふと思はれては迷惑だが。煙草を吸つたり帽子を被つて聴かされては説教は勿論演説でも困る。私の友達の平松といふ人は其の人に向つて注意したこともあるが、身に敬することがなくては其人の心が知れるから是等は皆さん方の心得にしなければならぬ。寄席に

行つて落語や講談を聴くと同じ心持で聴いて御座るかと思ふと嫌になる。話が随分長くなつて退屈で仕方ないからといつて煙草を吸ふ。私共の親も兄弟も煙草が好きで私一人煙草が飲ませぬで煙草のお好きの方が疾くに煙草を望んでおいでのことは御察し申して居るけれども、話をして居る前でやられると私は何所かで斷つたです。どうか私の話中だけお怖へませぬかといつたが、身を以て敬するとはそれである。

第四は又餘ほど面白い「當さに之を戀慕すべし」。餘り皆に戀慕されても困るが、戀慕といふ文字は翻譯の文字としてはヒドイ字が使つてある。さう皆戀慕されては瘠せて仕舞ふが、併ながら彼奴の顔を見るも嫌やだとあつては逆も話は聴いて居られぬと思ふ。

第五は「沙門道士は人中の雄なり、當さに恭敬承事して、度世の事を問ふべし」。是は佛がいはれたからコンナむづかしい事をいつてあるので、沙門は天竺の言葉の室羅摩那シユラマナといふので、勤息と譯する、佛の教の通りを勤めて自分の淺ましい私慾所謂煩惱を息めてかゝるが沙門であります。道を守つて行く、心から宗教を考へて居るものならば「人中の雄なり」といふは強いが。マア御案内者である。自分に道が分らぬならば案内者に附いて行くが當り前である。是が先づ宗教を聴く人の心得である。

さて宗教の話をする者はどういふ心得で致さなければならぬかといふと第一「之に布施を致へて白

ら慳貪なることを得ず。布施、持戒、忍辱、精進、禪定、又は靜慮、知慧、之を六波羅蜜多といふ。今日は之を表でも書いてお話したらよかつたと思ひますが、モウ時間もありませんし他に約束もありますからやめますが、布施の行、布施といふのは、何も金錢を人に施すばかりではない。何んでも持合せた物を惜まないで出して人の爲になる、是は檀那ダンナです。日本で檀那様といふ、是は布施持といふので人に施すことである。檀那波底ダンナハチといふと施しの主となる。兎に角金錢物品なり、或は手に受取るものでなくても自分が聴いたことで尤であると感じたことならば氣の付かない者には惜まぬで聽かせてやる、是が布施である。今日の言葉でいへば慈善の事業である。斯ういふ事をやらなければ人と生れて居る値打がないと人に教へながら慳貪で乃公は出来ぬが皆やれといふではいかぬ、自分が先へやらなければならぬ。

第二は「之に持戒を教へて自ら色を犯すことを得ず」。品行方正でなければならぬと人に向つて呼はりながら、自分ばかりは色を犯して勝手次第に不品行を極めることではいかぬ。口でいふよりも體だをやつて見せる方が教が行はれる。

第三は「之に忍辱を教へて自ら恚怒するを得ず」。人から辱められたと思ふとそれを忍耐することは苦しいでせうが、人が辱める積りで悪口雜言を吐いても私が辱められたと思はなければ差支ない。私

は其私に向つて荒々しくいつて呉れたのは親切の心であると自分が有り難く受けます。唯だあのお方の性質として直言であるからあゝいふ言葉だが、あゝいふ言葉を以て私にいつて下さるのは親切である有り難いとなつて來れば恥辱されたといふ感は起る筈がない、愈々其親切に感じなければならぬのであります。兎も角人には恥辱を忍び、腹を立てゝはいけませんといつて置いて、自分は僅かの事にでも腹を立てる。そんなことでは忍耐を人に勤めることは出来ない。

第四は「之に精進を教へて自ら懈怠なることを得ず」。精進といふ語は皆さん達に御入用はないか知りませぬが、日本で普通精進といふのは唯食物だけであるが、あれは抑も末の話で、唯だ食物だけの精進は身の精進で、魚類肉類を用ひない野菜を用ひるそれは精進料理である。精進料理は旨くない、精進酒は飲めたものでないと云ふ人がある。兎に角あれは身の精進で、心の精進といふことが元である。精進の精は精神の精の字である。是は印度の言葉で毘離耶ヴィリヤといふので、勉強の意味であります。人に精進を教へても一向自分が守らなくてはいかぬ。

第五は「人に一心を教へて自ら意を放まゝにすることを得ず」。人に向つては心を二三にすることは宜くない一心一向で行かなければならぬと、人には一心を教へながら自分は放心して、心が勝手次第に飛び歩くことではいかぬ。孟子も「學問之道無他求其放心而已矣」といつて居ります。

今一箇條の第六は「人に點慧を教へて、自ら愚痴なることを得ず」といふのであります。佛書の普通の翻譯では智慧といふことです。人には智慧がなくてはならぬ。智育と徳育が並んでなければならぬ。前の五箇條は道徳の箇條で慈善と修身と忍耐に勉強と沈思を實行して行けばそれに伴つては智育である。徳育の方は温順しくなり、智育の方は賢くなるのである。温順しいばかりで賢くないといかぬ。又賢いばかりで悪賢くくつてはいかぬ。是は弘法大師の文章にも、日蓮上人の文章にもあります。孝經を以て親の頭を打つが如しとある。孝經の中に親を窘めるやうなことは少しもないが、乃公は學校へ行つて習つた、孝の字は斯う書くのだ、孝といふ字には斯ういふ意味があることを、親が孝の字一字も讀み書きが出来ないで不自由を感じて居るから幸に子供を學校へやつて孝經の孝の字を讀めるやうにした。其御恩を忘れて仕舞つて、親父は家で威張つて居るが、孝の字一つ書けぬといふ、さう云ふ者が孝經を以て親の頭を打つのです。私は明日から一週間越後へ行つてさういふ者の頭を張り倒して來やうと思ひますが、人に智慧の必要を教へて、私は何も分りませぬといふ、そんなことでは一向詰らぬ。自分も皆辨へて居なければならぬ。

是まで長々と二時間も費しまして大變相濟まぬことでありましたが、五十六箇條を一口に約めて見れば各自に端守るのである。承久の亂の時に北條義時の名代に息子の泰時が澤山の兵を率いて京都へ攻め上つた。あの時には官軍の兵が大敗して北條が勝つた。官軍が逃込んだとかいふことから疑を受けて明慧上人が縛られて來た。調べて見ると明慧上人だから泰時が喫驚して繩を解いて上座に据へて、どうか一生涯の心得になることを教へて呉れといふたら、上人が「あるべきやうは」といふ七字を忘れるな。子は子であるべき様は是で良いか悪いか、親は親たるべきは是で良いか悪いか、執權職は執權職たるべきは是で良いか悪いかといふことを考へて見よといはれて、泰時は一代「あるべきやうは」といふことを守つたといふ話がある。それを今日貴族院議員をして居られる秋月新太郎さんの親の秋月橋門先生といふ方が居られた、あの方が「あるべきやうは」は鎌倉時代の言葉であるといふのでそれを約めて唯だ「らしう」の三字を忘れてはならぬと云はれたとの事である。子は子らしう、親は親らしうしなければならぬ。「ぶる」はいけない「らしう」すればよい。學者ぶるはいけない學者らしうして居ればよい。親が乃公は親ぢやといつて親らしうもせないと唯だ威張つてはいかぬ。又子は子で子らしい所を忘れてはならぬ。斯やうなことは皆さん方は始終御實驗上から、いろ／＼の方面から御承知下されて、人の心を常に取り締りておいでのお方々であらうと思ひながら、皆さんの御參考になるやうにと存じて申し述べました。これは三千年の昔唯一人の尸迦羅といふ人に向つて釋迦如來が説かれたことでありますが、併ながら應用して見れば決して印度の人間の爲のみならず、況く世の中の人

の其位地々に當て箝めて考へて行くべき事であると味はれるやうに思ひましたから申上げました
 が、何かの御参考になれば幸ひに存じます。甚だ長いこと申上げまして御迷惑でございましたらうい
 (拍手)

漢譯には長者の子あり戸迦羅越と名づくとあれども、此の第四の越の字は、原書の題號を「シ
 ガーラヴァーダ」即ち「戸迦羅の説話」とある、ヴァーの音譯字なる越の字までを、筆記者が誤まり
 て人名とせしものならんと思ふが故に、此講話には越の字を省きしなり。

明治四十五年五月十三日筆記一閱の後、之を追記す

南條文雄

(六元了)



資 料

千九百十一年度(明治四十三年四月一日ヨリ明治四十四年三月三十一日ニ至ル)英國の
 犯罪及監獄統計

本年度に於て特に注目すべきは受刑者の減少なり、即ち前年度に於ては懲役及禁錮に處せられたる者
 の總數十七萬九千九百六十一人にして人口十萬に對し受刑者五百三人三分の割合なりしに、本年度に
 於ては前年度に比し受刑者の數に於て一萬二千二百六十六人を減じ、十六萬七千六百九十五人となり、
 人口十萬に對する割合四百六十四人八分に低下せり、此の如き現象は最近三十年間(千九百一年度を
 除く)曾て見ざる所なりと云ふ。
 受刑者の種類を區別すれば左の如し

千九百九年度	懲役受刑者	禁錮受刑者	ホルスタル院受刑者	合 計
千九百十年度	一、一〇八	一七八、五六九	二八四	一七九、九六一
	九一六	一六六、二四九	五三〇	一六七、六九五

更に犯罪の種類を區別すれば左の如し

千九百九年度	身 體 ニ 對 スル 重 罪	財 産 ニ 對 スル 重 罪	其 他 ノ 重 罪	簡 易 手 續 ニ 依 リ 審 判 シ タル 重 罪	簡 易 手 續 ニ 依 リ 審 判 シ タル 輕 罪	合 計
千九百十年度	一、二二五	八、〇七二	二〇三	二一、三八一	一四九、〇八〇	一七九、九六一
千九百十年度	一、一一八	七、八三〇	一八八	一八、七五八	一三九、八〇一	一六七、六九五

之に依て觀れば正式手續に依りて審判すべき犯罪 (indictable offences) の受刑者は前年に比し二千九百八十七人を減じ、正式裁判手續を必要とせざる犯罪 (non indictable offences) の受刑者は九千二百七十九人を減じたることとなるなり

反之乞丐及浮浪罪の被告人は其數を減せざるのみならず、前年度に比し千三百四十人を増加せり、殊にリンコルン區に於ては五年以來乞丐浮浪者の數二倍に上り人口一千に對し十一人二分の割合となれり

初犯累犯の比例を見るに禁錮の受刑者に在ては稍や累犯率の増進を呈せるも、懲役の受刑者に在ては幾分の低減を示せり、即ち左表の如し

千九百八年度	禁錮ノ受刑者 男 一四、〇六四 女 四、〇七七	禁錮ノ受刑者百ニ對スル累犯者ノ歩合 男 五、九 女 七、八	懲役ノ受刑者 男 一、〇三三 女 四	懲役ノ受刑者百ニ對スル累犯者ノ歩合 男 八、五三 女 六、四六
千九百九年度	一四、〇、五四	五、四	一、〇、六	七、五〇
千九百十年度	一三、〇、三九	五、八〇	七、二	七、五九

本年度に於てボルスタル院 Borstal Institution (十六歳以上二十一歳以下の未成年囚を拘禁する特別監獄) に收禁せられたる未成年囚は男八百八十六人女六十人合計九百四十六人なり、而して其平均年齢は十八歳にして各囚平均三個の前科を有す

ボルスタル院に於て行狀不良他囚悪化の虞ある者は普通監獄に移送するを原則と爲すも、尙一とたび最後の反省を促す爲め一時キャンターベリー監獄に拘留し、同監に於て改善の情現はれたる者は再應ボルスタル院に復歸せしめ、改善の驗なき者は普通監獄に送致せしむ、千九百十年度に於てキャンターベリー監獄に收容したる未成年囚は二十人なり

在監者食料種類の變更

本年初夏以來米麥價格は漸次暴騰して底止する所なく豫算石代に比し約五圓以上の高價を呈し在監人費豫算に多額の不足を生ずるに至るべきを以て其救済の一方法として食料の種類變更に關し過般司法省より各典獄に通牒せられたる趣なるが各監獄は其通牒の旨趣に依り種類分量を變更したるもの左表の如くなりと云ふ (食料の種類變更の爲め米麥費に何程の差額を生じたるや目下調査中なりと)

大 福 長 三 高 松 德 松 島 山 廣 岡 神 奈 大 京 秋 山 盛 宮 福

分 岡 崎 池 知 山 島 江 取 口 島 山 戶 長 飯 都 田 形 岡 城 島

米二分一厘、麥四分九厘、馬鈴薯三分
 米二分五厘、麥四分五厘、大豆三分
 朝米三分、麥五分、大豆二分、畫米三分、麥五分、馬鈴薯二分、夕米四分、麥六分
 一、米二分、麥八分、二、米二分、麥四分、馬鈴薯又ハ大棧若クハ豆糜殼四分、混炊食ハ一日一回若クハ二回給ス
 朝畫ハ米三分、麥七分、晚ハ米三分、麥五分、馬鈴薯二分
 米三分、麥四分、玉蜀黍三分
 朝、畫米三分、麥七分ノ割合ニテ米麥五分、玉蜀黍五分若クハ蠶豆五分夕ハ米三分、麥七分、蠶豆飯ハ二日、玉蜀黍飯ハ一日ノ割合
 畫米三分、麥四分、空豆三分、夕ハ米三分、麥七分
 米三分、麥六分、大豆一分
 米二分、麥六分、大豆二分
 米麥五分、甘藷五分、米麥五分、空豆五分
 米三分、麥七分、又ハ(米二分、麥三分、蠶豆五分隨時給與)
 米三分、麥七分(外國米不足ニ付購入迄七月廿日付)
 米三分、麥四分、空豆、馬鈴薯、甘藷、玉蜀黍ノ類三分
 米二分、麥三分、馬鈴薯、切干芋、玉蜀黍、空豆五分、交々給與
 本監、西條分監米三分、麥三分、蠶豆四分、宇和島分監米二分、麥三分、甘藷五分
 米二分、麥八分
 一週四回米三分、麥四分、馬鈴薯三分、一週三回米二分、麥六分、粟二分、其他米三分、麥七分
 米三分、麥四分、豌豆三分
 米三分、麥七分
 朝夕米三分、麥七分、畫米三分、麥三分、甘藷四分

新 富 金 福 岐 膳 安 名 靜 甲 長 宇 水 千 前 浦 橫 巢 市 東 小

禮 古 部

湯 山 澤 井 早 所 津 屋 岡 府 野 宮 戶 葉 橋 和 濱 鴨 谷 京 管

米三分、麥四分、馬鈴薯三分(一週二食日、木)
 一日一回米三分、麥四分、馬鈴薯一分
 米二分五厘、麥七分五厘
 米四分、馬鈴薯六分(一週二食)
 米三分、馬鈴薯二分、麥五分
 米三分、麥七分
 米二分八厘、麥四分二厘、馬鈴薯三分(一日一回)
 米三分、麥七分
 米三分、麥五分、馬鈴薯二分
 米三分、麥七分、米四分、麥三分、馬鈴薯三分、以上交互ニ給與
 米二分、麥八分
 一日米二分、小豆一分、麥七分、二日米三分、麥七分、三日米二分、玉蜀黍三分、麥五分
 米二分、麥三分、馬鈴薯五分、朝畫二回給與
 米二分四厘、麥五分六厘、馬鈴薯又ハ甘藷二分、又ハ米二分、麥八分
 米二分、麥七分
 米三分、麥六分、大豆一分
 米三分、麥七分
 米三分、麥七分
 米三分、麥七分、畫ハ米三分、麥四分、馬鈴薯又ハ里芋三分
 米三分、麥七分
 米二分、麥八分

佐賀	米三分、麥四分、蠶豆三分、日曬、祭日、米三分、麥七分
宮崎	米三分、麥七分
鹿島	米三分、麥七分
沖繩	三日ニ米飯一回其他ハ甘藷
納館	米三分、麥三分、馬鈴薯又ハ玉蜀黍四分
札幌	米四分、玉蜀黍六分
樺戸	米四分、麥四分、玉蜀黍二分

前項の趣旨に基き札幌監獄に於て在監者食糧換割麥代用として換割玉蜀黍を使用し七月六日より同月二十五日迄二十日間試験を爲したるに左の成績を得たりと云ふ(同監獄報告)

換割麥と換割玉蜀黍衛生上比較調書

第一、調査方法

- (一) 各種役業に従事する男囚より一人乃至二人女囚及未丁年囚より各二人の身神共に健全なる者合計二十人を撰定し之れか調査を始めたりしか數日ならずして疾病等の事故を以て三人を減し實際十七人に就き研究せしものにして年齢及體格の各階級のを包含す
- (二) 調査日數は二十日間にして前十日間は麥飯に就き後十日間は玉蜀黍飯に就きて研査す

- (三) 混合量は麥飯は白米四分大麥六分玉蜀黍飯は藳貢米四分換割玉蜀黍六分の割合にして副食物として前後兩期共専ら野菜類を使用す
- (四) 選定人員は調査期間各日々同一働作に従事し同一食量を給與す
- (五) 健康状態は前後三回の調査により體量の増減營養の良否疾病の有無就中消化器官の状態食慾の良否等を詳知す即第一回は調査開始の第一日第二回は同く第十日第三回は同く第廿日に施行す
- (六) 腸排泄物検査は麥飯に於ける者及玉蜀黍に於ける者の二回に分て行ふ
- (七) 兩種食料の營養價を各分析表により比較す
- (八) 在監者一般の健康状態を参照す

第二、前述の方法により調査せる成績左の如し
調査人員の年齢役業及食量を示せば次表の如し

氏名	年齢	役業	一回食量	氏名	年齢	役業	一回食量
九六號	四〇	大工	二合六勺	一四八號	四五	木挽	二合六勺
九八三號	三四	紙搦	二合六勺	三九三號	六一	紙屑撰	一合六勺
一二九九號	四六	耕耘	二合四勺	一〇九七號	二三	網工	同
一〇七二號	二五	機工	二合六勺	七二七號	一六	未成年	二合四勺
九五三號	二九	網工	二合	六九五號	一七	同	同

資 料

一二六六號	六三	網工	一合六勺	五二號	一六	女	一合六勺
九五九號	二〇	封筒工	同	一六一四號	四二	同	同
七二八號	三三	網工	同	五七〇號	四二	分房座業	同
一一八一號	二八	莫大小工	二合二勺				

第一回健康状態は分房に於ける座業者一人の營養體格共に不良にして齒牙殆ど脱落する者を除き他は悉く壯健にして體量十四貫匁以上の者九人同く十二貫匁以上の者六人十貫匁以上の者二人なり而して座業者の體質不良のものを選定せる所以は其比較的消化器官健全なるを以て最虚弱者の消化狀況を知らんと欲せしなり

第二回健康状態は腦充血の爲め頭痛を訴ふる者一人ありしのみにして前回に於けると大差無きも體量の増減頗る著明なる即ち増加せる者九人減少せる者六人増減なき者二人とす

第三回健康状態は玉蜀黍飯給與後十日間を経過せる者にして一般の營養及健康の程度は敢て前回に比して差違を認めずと雖も腸加答兒に罹れるもの二人胃加答兒に罹れるもの三人ありて之れが體量を前回と比するに増加者七人減少者十人とす

今體量増減の關係及罹病日を表示せは左の如し

氏名	發病日	並	病名	減少量	同	增加量	第三回體量	減少量	同	增加量	第二回體量	增加量	同	減少量	第三回體量	第二回體量	第一回體量
九六號	七月廿四日	腸加答兒	發病月日	〇、一七〇	〇、一三〇	〇、一三〇	一六〇三〇	〇、一三〇	〇、一三〇	〇、一三〇	一五、九〇〇	〇、一四〇	〇、一三〇	〇、一三〇	一六〇三〇	一五、九〇〇	一六、〇三〇
九五三號	七月十八日	同	同	〇、一七〇	〇、一三〇	〇、一三〇	一六〇三〇	〇、一七〇	〇、一三〇	〇、一三〇	一三、〇五〇	〇、一四〇	〇、一三〇	〇、一三〇	一六〇三〇	一三、〇五〇	一三、〇五〇
一二六六號	七月十五日	腦充血	腦充血	〇、一六〇	〇、一三〇	〇、一三〇	一四、三一一	〇、一六〇	〇、一三〇	〇、一三〇	一四、四七〇	〇、二〇〇	〇、一三〇	〇、一三〇	一四、三一一	一四、四七〇	一四、四七〇
九五九號	七月十五日	同	同	〇、一六〇	〇、一三〇	〇、一三〇	一四、三一一	〇、一六〇	〇、一三〇	〇、一三〇	一〇、〇六〇	〇、一三〇	〇、一三〇	〇、一三〇	一〇、〇六〇	一〇、〇六〇	一〇、〇六〇
五七〇號	七月十五日	同	同	〇、一六〇	〇、一三〇	〇、一三〇	一四、三一一	〇、一六〇	〇、一三〇	〇、一三〇	一〇、〇六〇	〇、一三〇	〇、一三〇	〇、一三〇	一〇、〇六〇	一〇、〇六〇	一〇、〇六〇
七二八號	七月十九日	胃加答兒	胃加答兒	〇、二六〇	〇、二二〇	〇、二二〇	一四、七六〇	〇、二六〇	〇、二二〇	〇、二二〇	一五、〇二〇	〇、二〇〇	〇、二〇〇	〇、二〇〇	一五、〇二〇	一五、〇二〇	一五、〇二〇
一四八號	七月十九日	同	同	〇、二六〇	〇、二二〇	〇、二二〇	一四、七六〇	〇、二六〇	〇、二二〇	〇、二二〇	一五、〇二〇	〇、二〇〇	〇、二〇〇	〇、二〇〇	一五、〇二〇	一五、〇二〇	一五、〇二〇
一〇七二號	七月十九日	胃加答兒	胃加答兒	〇、二六〇	〇、二二〇	〇、二二〇	一四、七六〇	〇、二六〇	〇、二二〇	〇、二二〇	一五、〇二〇	〇、二〇〇	〇、二〇〇	〇、二〇〇	一五、〇二〇	一五、〇二〇	一五、〇二〇
一〇七二號	七月十九日	同	同	〇、二六〇	〇、二二〇	〇、二二〇	一四、七六〇	〇、二六〇	〇、二二〇	〇、二二〇	一五、〇二〇	〇、二〇〇	〇、二〇〇	〇、二〇〇	一五、〇二〇	一五、〇二〇	一五、〇二〇
一一八一號	七月十九日	胃加答兒	胃加答兒	〇、二六〇	〇、二二〇	〇、二二〇	一四、七六〇	〇、二六〇	〇、二二〇	〇、二二〇	一五、〇二〇	〇、二〇〇	〇、二〇〇	〇、二〇〇	一五、〇二〇	一五、〇二〇	一五、〇二〇
三九三號	七月十九日	同	同	〇、二六〇	〇、二二〇	〇、二二〇	一四、七六〇	〇、二六〇	〇、二二〇	〇、二二〇	一五、〇二〇	〇、二〇〇	〇、二〇〇	〇、二〇〇	一五、〇二〇	一五、〇二〇	一五、〇二〇
九八三〇	七月十九日	腸加答兒	腸加答兒	〇、二六〇	〇、二二〇	〇、二二〇	一四、七六〇	〇、二六〇	〇、二二〇	〇、二二〇	一五、〇二〇	〇、二〇〇	〇、二〇〇	〇、二〇〇	一五、〇二〇	一五、〇二〇	一五、〇二〇
一〇九七號	七月十九日	同	同	〇、二六〇	〇、二二〇	〇、二二〇	一四、七六〇	〇、二六〇	〇、二二〇	〇、二二〇	一五、〇二〇	〇、二〇〇	〇、二〇〇	〇、二〇〇	一五、〇二〇	一五、〇二〇	一五、〇二〇
一二九九號	七月十九日	胃加答兒	胃加答兒	〇、二六〇	〇、二二〇	〇、二二〇	一四、七六〇	〇、二六〇	〇、二二〇	〇、二二〇	一五、〇二〇	〇、二〇〇	〇、二〇〇	〇、二〇〇	一五、〇二〇	一五、〇二〇	一五、〇二〇
七二七號	七月十九日	同	同	〇、二六〇	〇、二二〇	〇、二二〇	一四、七六〇	〇、二六〇	〇、二二〇	〇、二二〇	一五、〇二〇	〇、二〇〇	〇、二〇〇	〇、二〇〇	一五、〇二〇	一五、〇二〇	一五、〇二〇
六九五號	七月十九日	胃加答兒	胃加答兒	〇、二六〇	〇、二二〇	〇、二二〇	一四、七六〇	〇、二六〇	〇、二二〇	〇、二二〇	一五、〇二〇	〇、二〇〇	〇、二〇〇	〇、二〇〇	一五、〇二〇	一五、〇二〇	一五、〇二〇
一六一四號	七月十九日	同	同	〇、二六〇	〇、二二〇	〇、二二〇	一四、七六〇	〇、二六〇	〇、二二〇	〇、二二〇	一五、〇二〇	〇、二〇〇	〇、二〇〇	〇、二〇〇	一五、〇二〇	一五、〇二〇	一五、〇二〇
五二號	七月十九日	同	同	〇、二六〇	〇、二二〇	〇、二二〇	一四、七六〇	〇、二六〇	〇、二二〇	〇、二二〇	一五、〇二〇	〇、二〇〇	〇、二〇〇	〇、二〇〇	一五、〇二〇	一五、〇二〇	一五、〇二〇

此表に由て更に次表を得たり

第三、前諸成績に因り兩食料の衛生上の價值を推考するに營養分の點に於て兩者大差なく普通食料として殆同一價值あるものと認めれど消化の程度に至りては頗る異なる者あり即ち大麥は玉蜀黍に比して勝れるが如く蘭貢米は臺灣米に比すれば稍消化し易きが如し而して之を體量の關係に就て見るときは其増減の度後期に於て著し然れども之を以て直に玉蜀黍食の營養上の價值を疑ふと能はざるものあり何となれば久しき習慣より脱し新食料に親まんと欲する際には一般免れ能はざる現象と信すればなり、且比較的食餌の善惡に冷淡なる女囚に在りては二人共に増量し又分房座業者の消化は前後稍相似たるより推考するに或は更に多少の精神的關係の伏在するならんか故に兩食料の眞の優劣を解決せんと欲せば尙詳密なる研究を要すべまものなりと信す

患者數就中下痢患者の前十日間に對し後十日間の多數なるを認む調査人員に在りても前期は其便の硬度少くも普通なりしか後期に入りて悉く軟性便となり或は粥狀を呈するものあり今之れを前年度に於ける同期間と對照するに今年は下痢患者の數約三倍の多きに及ぶ元來夏期の野菜攝取の頃や腸胃疾患の増多を見るは常勢なるも今年に於ける該病者稍過剰なるやの感あり或は其の原因主として氣候の不順野菜成分等に歸するや明かなるも不消化性玉蜀黍殘渣の之が誘因たらざる無きか疑なき能はず而して更に之等不消化玉蜀黍の殘粒を細檢するに原形を存するものは其質頗る硬く所謂半煮の状態にある

もの多數にして或は其皮殼の附着する部分のみ存在し他は半ば變化せられたるもの少數に認む之に由て考ふるに或は炊煮の方法の研究により之等不消化分子を減少し腸に對する刺激を輕からしめば兩食料の衛生上の影響大差なきに至るべしと認められ候
尙本調書に關聯し附隨して報告せるもの左の如し

一、衛生の状態

別項調書の通りにして營養上の價值は兩者の間著しき差異を認めざるも聊消化不良の結果を呈したるは要するに本期間給與の方法取て熱湯に浸潤する事なく直に米と共に炊爨せし故と被認候に付爾後は少時間蒸氣を通して相當軟かにせし上再び米と共に炊く事に致し候は、敢て差支無之事と信候

二、經濟上の關係

七月十六日より廿五日迄十日間給與せし挽割玉蜀黍の石數は四十九斗九升八合(本監分)にして此價格四百五十四圓九十錢八厘(一石十一圓)なるを以て今挽割麥該數量に對する價格五百八十圓九十四錢二厘(一石十四圓十七錢)より差引殘額百二十九圓九十六錢四厘は右十日間の節減額なれば右の割合により推算するときは一ヶ年間の節減額は實に四千七百四十三圓餘に可相成候

三、一般受刑者の感想

強役者の幾分を除くの外概して黍飯を欲せざるもの、如し麥飯給與せられ度旨出願せしもの僅に一人ありしのみなるは要するに現今諸物價暴騰し特に米麥に於て若し其民の多數が生活難に困しみつゝある場合なるを以て彼等も自己の本分を省み敢て苦情を訴へざるものと被認候

春風秋雨八十三年（其一）

石澤謹吾翁懷舊談

大正元年八月七日石澤謹吾翁を其僑居に訪ふ矣。前日來の陰雨霽來つて氣温上昇、炎威金を流す三伏の盛夏に復れり、午下翁の門を叩く頃は炎熱如熾流汗衣を沾ほせしが、足一度翁の寓の園を踰ゆるや、喬松脩筠綠深く清風颯々として腋下に戦げば暑を拂ひ、一蟬飛來つて座邊に鳴けば夏を忘るの思あらしむ。翁の廬は礪川關口の高臺に在り、宏大輪奐の壯なしと雖も亦瀟洒たる結構なり、而して其展望や浩豁にして遠くは佃島の微白き夕烟に歸帆を隱見すべく、近くは築土の森九段岡の翠光を指顧し得べし、更に遙に眸を放てば房總の峰巒は青黛一抹糶糊として雲烟の中に在り、若し夫れ春の長秋の夕花に咏じ月に嘯くの時に於て一段の雅趣あらん、是寔に老を養ふの好適所たり。

喜んで予を延きたる翁は、輕風颯々たる處に於て謙遜の態度を以て諄々生に語らる。豫て翁は獄界に貢献する處多く、獄界の長老にして恩人たるを聞知し居たるが、親しく接見するに及んで實に其謹嚴にして、而かも和煦たる温情自ら眉宇の間に流露するを見て一層敬慕の念を禁ずる能はず、今に於て協會の推薦して名譽會員となせるを首肯せしめぬ。翁は信州飯田藩の人にして、門地高く遠く祖先は武田氏に屬し、甲府の東一里半石和なる閑村の清流掬すべき小川に臨みて住す、されば其地に因みて姓を石和いわと稱せり、武田氏一朝天目山の露と消へたる後は信州に來つて堀侯に仕ふ、何時の頃よりか石澤なる文字に改まりたるも尙伊佐波と訓す。

翁の經歷は本文に掲ぐべきが、弱ふして君側に侍して之を啓沃し、徳川幕府大政奉還の後は飯田藩の大參事となり、廢藩置縣に及んで飯田縣大參事となる、維新後明治八年警視廳に出仕以來累進して警視となり、一轉して監獄界に入り、典獄より事務官となるに至りて致仕し爾來世俗と絶ち、優遊風月を友とす、而かも春秋は氣品と共に高く、年齒八秩を超へて矍鑠たる好翁今尙壯者も及ばざるの概あり、元より生計豊にして後顧の憂なしとするも、若し青雲に乗じ翱翔するの志だにあらば其途なかりしに非らず、然かも性恬淡寡欲にして勢利の念なき翁は、翅翮を斂めて韜晦退隱せり、生は高潔なる斯心情に對し、襟を正ふして尊敬を拂

はざるを得ず焉。

特に茲に記すべきは、齋斯振々子孫幾十人の多き悉く生存し、所謂子孫長久延命繁昌の幸福なる家庭を有せる事是なり。

生は如斯君子に會見し、且面晤多時間談せられたるを幸榮として其勞を謝し、併せて翁の健康を祝す。(蜻洲生)

▲通生涯遭危難四 予は幸に長壽を爲し、幕府時代より明治を經大正の今日に迫り、聖世の恩澤に浴して居るから従て種々の境遇に處したるが、自己の生涯を二つに區分して、一を維新後とし、一を維新前となし、先づ維新後から話して見ようと思ふ、予の所世中將に身首所を異にせられんとする程の危難に遭遇せること前後四回あつた。

▲讒者舌甘蜜能惑人而其害也如鳩毒 徳川氏政權を握つてより三百年四海波靜かにして、武士は大刀を横へて庶民を睥睨し、幕府は春夜太平の夢を貪つて曉を覺へなかつたが、變て其末造に當て蕙醞されたる思想は勃發して、尊王攘夷説となり、一轉して尊王倒幕となつた、而して其序幕が即ち、慶應は四年の春新玉の年の始の松の中、屠蘇に酔へる諸人を冷りと醒ませし正月三日に起つた鳥羽伏見の戦争である、イヤ此時の京洛中の騷擾は一通りでない、そこで藩侯は藩士を率ひて參内し御築地内警

衛の任に當つた。偕て時運の然らしむる所又人力の如何ともする能はざる所で、憐むべし幕府方の手痛き激戦も、其甲斐なく散々に斬立られて敗走したから、慶喜公も這々の體にて大坂より軍艦に乗じて江戸に走つた、それで禁裏守護の必要もなくなつたので御警衛を引拂つた。是より先き藩士に茂木助左衛門なる者あつて奥向の務を爲し居つたが、這奴極めて小人奸邪の鼠輩で、一藩の害を爲す所から黜けられた、然るに渠は亡命後京都に潜伏せるが、藩侯此際の出京を好機とし、宿怨を報せんと企み、一味の人をして竊かに藩主親義侯に説かして曰く、謹吾陰に慶喜公を佐けて異圖を企つと。藩侯輕々しく之を信じて大に怒り、右の如く朝廷に訴へた、是に於て乎朝廷は市中取締の兵を以て予首め他の藩士三名と共に捕へて岩倉公の邸に護送した、其處で一應訊問の後市中取締の獄に幽せらるゝに至り、更に阿州藩の二條積邸に移された。此頭末を知りたる在京藩士の激昂は勿論、之を聞きたる飯田藩士も亦即日上京の途に就くもの數十人、徳大寺公に見えて其冤を訴へた、一方阿波藩でも探究の結果其實を得、冤枉なる事が判明した、ソコで朝廷は三月十一日に無罪放免舊官に復し王事に盡瘁すべき旨を達せられたので、謹慎して飯田に歸り蟄居したが、血氣正に壯なる三十九歳の時であつた、併し此事に關して藩主が退隱するに至つたのは氣の毒の次第であつた。

▲惡因惡果 偕て一藩の士は之に慊らず、蛆蟲の如き小人助左衛門の邪智奸佞なるを憤り、之を捕へ

て飯田の獄に於て斬殺した。後日聞く處に據ると恰も岩倉公の邸の前が薩州邸であつて、當時同邸では切腹の形式に於て斬首する様に用意萬端整ひ居たとの事であつた、然るに岩倉公の一訊問により市中取締の獄へ投せられて命拾ひをしたのは、寔に不幸中の幸であつて風前の燈火も同然であつた、これが其第一回だ。

▲賞櫻花於嵐山 次は徳川將軍大政を奉還して王政復古となり、天下一統に歸して世も漸く静かになつた明治二年、頃は百花芳を競ふ彌生の三月、京都嵐山の麓渡月橋上に於ける出來事である。藩侯に隨ふて京都に滞在しける一日のこと、嵐山の櫻花を賞せんと藩侯始め予等四五の從者、馬の首を駢べて出掛けた、嵐山の下天龍寺の前まで行くと皆馬より下りて徒歩となり、向岸の大悲閣に到つて爛熳たる櫻花に暫時浮世の事を忘れた。當時戊辰の戦患んで後幾何もないから、殺氣は未だ残つて居て、時々殺伐な事をやつたものだ、それで當日も途上の櫻樹に攀登り刀を抜て花枝を切つたり、或は秋水を揮ひて放歌亂舞したり、危険を感ずることが屢あつたから、勿々歸途に就いて一同既に橋を渡つた。

▲不圖遭醉漢之暴行 處で予獨り後れて用を辨じ、橋の中央に達した折こそあれ、薩藩の武士五六人泥酔して行歩蹣跚、熟柿の息を吹きつゝ走り來るのに出會した、當時の渡月橋は假土橋にて幅漸く六七尺に満たず、予は身を側て、橋上に直立しけり、該時しも彼等伴侶の一人來て衝當つたが、醉たる

足元踉蹌きて頭顛倒と河中へ落ちた、すると彼等は予が故意に排墮せしものと考へたるにや、怒氣忿々噴の眼凄まじく、一齊に刀を按して予に詰寄つた、予は百方辯解するも理不盡なる彼等は頑として聞入れず、危機は迫つて一髪の間在り、予は已を得ず逃路に當る一人を急遽に河に突擠すや一目散に逸足で逃出した、之を見たる彼等の悉くが大刀を抜て予を追駆けて來た、予は一生懸命に天龍寺前まで來ると、恰も好し馬丁が馬を控へて待つてゐたから、飄然と馬に打乗り、一鞭を加へて疾風の如くに駆出した、渠暴漢等は如何に焦るも醉歩の悲しき遂に追着き得なかつた、かくして免れて藩侯及從者が太秦寺に待つて居るのに逢ひ其無事なるを祝されたが、後で馬具を検べて其臀布を切裂いてあつたのを見ると、敵刃は殆んど身に及んだのであつた事を知つた寔に危き事であつた。(未完)



林 說

●女性犯罪者の心理 女子の犯罪的の心理に關し

●女性の述ぶる所を抄譯せるもの實に左の如し
女子の犯罪行為は、寧ろ男子に模倣するものといふべく、女子は、男子よりして全く實感の對象及び象徴と認めらるゝが爲め、自己の性より全然分離せんと努め、従つて靈質及び女性相互の間に於ける輕侮を生じ、殊に嫉妬の念その間に存するときは、斯る傾向は益々強大となる、女子は、その性慾性を靈化するの要求男子ほどに甚しからず、唯重大なるはその社會的地位を靈化せんとすることとなり、現時に於ける女子の平均的社會的地位を見るに、男子の低能者と同じなりと言はざるを得ず、而してかゝる低能者は同時に弱者たる感有し、之と同時に又この内部の不安に對する保護の感有す、今犯罪生活に於て重要な要素をなすものは、かゝる低能なりとす

女子犯罪行為の主要なるものを擧ぐれば、賣淫の媒合容止、墮胎、幼兒遺棄、幼兒虐殺、家庭平和の破壊、侮辱、輕度なる及び危險なる傷害、横領、隱匿、詐欺等なり、最近に至りては、單に煩瑣な逃げんが爲め、母たるの義務を免れんとするの傾向著しく増加す、斯の如きは、婦人運動の誤れる潮流の一なり

腸から起る疾病及び衰弱性の病氣に對しては極めて有効である、又如何なる食物をも消化し能はぬ痛疾の胃病患者に醱酵乳殊にケファイア、クミス等を飲用せしめて屢著るしき効顯を見る事がある是は其中に炭酸瓦斯を含有して居る爲に胃粘膜を刺激して消化を助け食慾を増進するからである

▲人は動もすれば自己中毒を起し易いものである、即ち人は常に少量の毒物を生産して體外に排泄するが其排泄が間に合はなくなると腸内に有害菌が發生して病的變狀を呈するのである、處が腸内に有害菌が醱酵乳を飲むと同乳菌は有害菌を征服して發育を不能ならしめるから此自己中毒にかゝる憂ひはない故に腸の悪い人は此醱酵乳を用ふれば滋養と治療の兩方面に向つて大なる効力がある

醱酵乳を古くから常用として來た匈牙利、土耳其及其附近の諸國の住民は文明の程度が低く衛生關係は不真の状態にあるけれども長壽者が多い、匈牙利では人口四百萬人中百歳以上の長壽者三千八百人あるから千人に就き約一人の割合になつて居るが獨逸では人口六千六百萬人中唯七十八人のみで百萬人に就き一人強の割合である日本も比較的長壽者が多いが人口五千五萬人中三千八百人だから獨逸に比し十倍日本に比し十倍餘の長壽者を有する譯である果して何うか分らぬが此原因は醱酵乳の常用に歸する人もある獸醫學博士柴田保次氏は醱酵乳を飲用して普通以上の壽命を得ることは強ち信じ得られない事でもないと云つて居る(東京朝

母が、その子に對して殘酷なる行為をなすが如きは、之を「小兒らしき殘酷」と稱すべく、斯の如きは、自己の苦悶等を、他の弱者に移して、之を散せんとするものなり。女子が、凡ての方法を盡して男子と争はんとするは、性慾の原因に基くものにあらずし、今日猶一般より言へば、女子が、戀愛と結婚とによりてのみ意義を有する點に基因す、されば男子は、女子にとりて凡ての生活資料の徵象たるに過ぎず、救世の犯罪にありても、概れ、男子の輕侮に對する復讐、男子を擲擧せんとする快樂、危險の快樂、一家以外に於て主たらんとする慾求、及び倦怠等に出づ、然れば女子の大犯罪に於て、女性的特徴と認むべきもなく、却つて男性的特性を有す(心性)

●醱酵乳と長壽との關係 醱酵乳(一名酸敗乳)は

近世に至つて一般に知られるやうになつたのだが高架索、土耳其及び巴爾幹地方では數百年前から既に食用に供して居る、醱酵乳の種類はケファイア、クミス、ヨーグルト、バターミルク其他數種あるが日本で製造販賣せられて居るのは以上の四種である

▲醱酵乳は消化容易と云ふよりは寧ろ化學的作用に依つて他の醱酵の様に殊更に胃内の消化を待たないで直接に營養分として人體に吸収せられる、されば全身衰弱、消化不真、營養不足等凡て胃

日新聞)

●鼻を以て犯人を甄別す 我國では指紋法で着々犯人を擧げて居るが巴里では昨今指紋法の外に鼻を犯人檢舉に使ひ出した、此の發案者は同市警察の探偵部長ベルチヨンと云ふ人である

先づ大體人間の鼻を凸な鼻、凹な鼻、眞直な鼻と三つに區別し其一つ宛を更らに十幾つ宛の種類に分け、其の内の何れに當附るかと云ふ事を見更らに鼻孔の周圍の長さ直徑、鼻毛の多少等を調べ、然かも凡そ人間で此れ程委しく調べたものでは決して二つと同じ鼻があるもので無いさうで犯人檢舉には殆ど百發百中の好成績を示すであらうと云のである、近所の倫敦や伯林あたりの警察界では深甚の興味を以て此新檢舉法の成行を見て居るさうである(法律新聞)

●雷鳴の現象に就て 盛夏の今日此頃電光一閃般々轟々と鳴響きて吾人の膽を寒ふせしむると同時に又暑氣を拂ふて痛快を覺へしむる雷鳴の現象に就て寺田博士の談を朝日新聞に掲げ置けるが今之を轉載せんに

▲雷鳴の原因には未だ確説がない 此雷鳴の現象は専ら地面に近い空氣中で起るもの、様に信ぜられて居るが決してさうではない

地面を去る二里半以上も高い空中までも達して居る現象である、何故に彼の様な大きな雲が空中で起るかは一般に信ぜらるゝ如く強い電氣が空中に出来、其電氣の電位が甚だ高く遂に空氣中に於いて電氣が放電する際に起るのである、けれども何故に斯の如き強い電氣が空氣中に起るかと云ふことに就いては世界の専門の學者間に區々の説があつて未だ確定して居らぬ、つまり雷鳴の原因は未だ明かでないと言つて宜しいのである、然し此雷鳴の現象がどんな場合に起るかと言ふことは各國の學者が精細に研究して居る其研究の結果の一致して居る所を總括して申せば第一或る一局部の地が急に強く熱せられると此處の空氣が稀薄になり激烈な上昇氣流と云ふのが起る、雷鳴の起るのは其上昇氣流が多量の濕氣を含んで居る場合である、第二強い低氣壓の前にも第一の場合と同様に激しい上昇氣流が起るので雷鳴の現象が起る、前に申した様に斯んな場合に電氣の電位が強くなるが其理由が明かではないが兎に角漸次電位が高くなり或る度に達すると火花が出、同時に▲雷鳴が轟き渡る のである、氣球に乗つて上層空氣中の自然現象を観察する折などに斯の如き現象を高い空氣中で眼撃する、又其上上昇氣流の速度は一秒間に八米突を下らざる速である、雷鳴の前後に雨の粒が非常に多きく直徑數寸もある電がばらばらと降ることがあるのは全く此激烈な上昇氣流の爲めに空氣に含まれて居る濕氣や小さな雨がごんごん上の方へ昇つて行く、

雨が上へ降つて行くのである其間に空氣の溫度も下り雨の粒も大きくなつて上昇し行く氣流の力も遂に之を支ふる事が出来ぬ程大きく爲つて初めて下降し來るのである、最も高い處まで上昇して行つて遂に凍結したものが電となつて落下し來るのであらう落雷する時の雷の高さは高く地面を去ること十八町から二十七八町でそれより高いことは稀である、英國の學者プロハスカ氏の調査によれば落雷することの最も多い木は樺で其次は落葉松、樺、檜であるさうだが是は嚴密な調査でなかつたから悉く信用する譯に行かぬ

▲電光の形 は昔から斯うザカ／＼した「く」の字形のものか盡くがあんな形は全く見當らないで多くは柳の枝の様に曲線の枝が出るのが普通で稀には球數の様な形のものもあり球状のものもある又概括的に申せば雷鳴の起る時は大陸の東側では夏の午後によく海上では夜中に起ることが多い様だ(東京朝日新聞)



寄書

再び祖先崇拜に就て(承前)

千葉 石井 光美

果して然らば如何なる方法に依りて之を指導すべきか是亦一個の疑問なるべし此疑問を解決せんには犯罪の素因に二個の動力あるを究むるを捷徑とす第一のものを個人的原因とす即ち遊意放蕩に荒み父兄の意見に従はず其結果犯罪に陥るが如きものは是なり第二のものを社會的原因とす窮迫して執るに職業なく或は老衰業に耐へず之を扶助する者なき爲め偶然惡事を敢てしたるの類にして其罪の一半は寧ろ社會同胞の責任に屬すべきものはなり諸君は平素實務に當りて犯罪の原因を探究する時必ずや以上甲乙二種の原因を見出すべく又或は

刑餘の不信用に原つき終に自暴自棄となり犯罪を爲すが如き甲乙相半するの原因をも見出すなるべし而して大都會に生活する者程乙種原因の漸次増加する現況をも看取るを得べし然れども田舎の犯罪は十の八九は第一種の者に屬し就中利慾、酒色等に原因する者の多數なるは諸君の亦能く知る所なり然るに世間實務家が時としては學說の擡となり犯罪人を處遇するに當り彼の罪にあらずして世間の同情なきを誹謗するが如きは甚だ取らざる所にして受刑者救治の第一鞭は先づ彼が心術の非違を矯正せざるべからざるにあらずや世間相當の教育を受けたる者が放蕩の結果利慾の犯罪を敢てするもの其數量りなし智的教育の犯罪と云ふ魔軍に對する對抗力や寔に微なるものなりとの感念は吾人が日夕情緒に浮びつゝあり殊に子孫として祖父母に對し妻として夫に對し虐殺を逞ふするが如

き言語同斷の振舞を見るに至りては倫理的將た宗教的感化の那邊に存するかを疑はずんばあらざるなり昔時水戸侯は親殺の罪人に對し死刑を延期せしめ儒臣をして三年間孝經を教へしめ彼が慚愧して所刑を請ふに到りて初めて死刑を執行せりとて今日に至る迄一條の佳話となれり教育は多岐なるべしと雖ども精神教育は一途に歸す愚夫愚婦も悟り易く物知顔の者も異議なきは必ずや夫れ祖先崇拜なるべし祖先崇拜は人情の微妙を盡し人倫の大道を濶歩せり此の道に依りて家名の大切なるを知るべく遺産の重要なを悟るべく勞働の神聖なるを了すべし此の光明ある信念の前には耽酒、迷色、射利等の妖怪魔物は悉く掃蕩せられ得るものと信す此故にや祖先崇拜の儀式を訓示し精神の在る所を縷述聽聞せしめて以來在監人は翕然として信頼し續々自己が前非を述懐するものあるの好運に際

會せるを喜ぶものなり又新に入監せし者に對して祖先崇拜の儀式を説示するに當り彼等の全部が肅然として襟を正ふし謹聽するを見るは耿々たる本善の性は無教育の暗雲に蔽はれ居るものなるを察知するに足る祖先崇拜の在監人に及ばず影響や至大なりと云ふべし拙生は將來倍々奮て諸君と共に此精神を貫徹するに努めむとす

諸君祖先崇拜の儀式を以て虚禮なりと誤解するに勿れ若し夫れ途に長者に逢ふて敬禮するを以て當然なりとせば神社佛閣の前を過ぎりて禮拜するは亦當然ならずや何となれば神社佛閣に奉祀せらるるものは生前崇高の人格を具へ吾人の恭敬すべき長者たるに疑ひあらざればなり儀式を以て虚禮と誤解するは實に謂れなき曲事にして職務上に於ても上長官に對し一定の儀式を以て敬禮せざるべからず若し之れを缺如するときは責罰を免れざる

に非すや況や自己の尊族親たる祖先に於てをや祖先の靈は黙々として語らず語らざるか故に冷灰に歸すと思ふは其愚や及ぶべからず朝夕祖父母、父母其他長者に對して敬禮するを以て適法の行爲なりとせば死者に對しても亦然かせざるべからず即ち死に事ふるに生に事ふるが如しとは此の謂なり事實に於て父母に苛く當りたる子は己か一家を成すとき其子また己に對して苛く當り甚しきは老耄用に立たずとて打擲を敢てするものさへあり因果は輪轉す教の必要なるは此意味に外ならず若し諸君の精神にして根柢を茲に据へざるときは監獄の祖先崇拜も一種の虚禮に屬し了るべきなり返す／＼も活ける模範として率先衆に及ぼし感化教養の至大なる天職を遺憾なく發揮せられむことを望みて已まざる次第なり(元)

長野監獄新受刑者に對する犯罪と季節との關係

長野 白井 勇 松

余は曩に我長野監獄新受刑者に對する犯罪と季節との關係に付一ヶ年間調査したる結果を紹介せしが(四十四年十月監獄協會雜誌第二十四卷第十號參看) 過般明治四十四年中に於ける我長野監獄本分監新受刑者に就き重ねて此關係を調査したるを以て聊茲に之を紹介せんと欲す、若し多少の參考とならば幸甚なり

四十四年中に於ける新受刑者の數を擧ぐれば、總人員千四百三人にして内男千三百十八人、女八十五人なりとす(本件調査には總て警察犯處罰令及び縣命令違犯等に依る受刑者を除算せり) 而して之を初犯、累犯に區分せば初犯九百八十人にし

習として犯すものは、秋季最も多く、春季之に次ぎ、冬季亦之に次ぎ、夏季最も少し
以上は只概略の説明にして、猶詳細なる統計表あるも掲載を略せり

常識の明 (承前)

尾原 静 乘

序に只今申しました事を数字に現しませよう

▽〔看守職務規程〕中

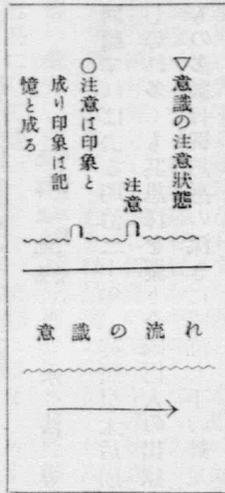
- 『注視』ナル語三回
- 『注意』ナル語七回
- 『嚴ニ』ナル語一回
- 『嚴重ニ』ナル語二回
- 『嚴密ニ』ナル語三回
- 『敏速』ナル語一回
- 『速ニ』ナル語二回
- 『直ニ』ナル語十一回

是を基礎として上の如く三徳を組合せました是

には各位も異議は無らうと信じます若し此の三綱を看守の三徳とする事に異論が無くば此の三徳を標榜して所謂看守的、道風を發揮する事に努めたい先づ其の階段として此の三徳に就て聊か所思を述べて徳の徳たる所以を御話し致したい

第一に注意の徳。注意と云ふ事は心理学上の重要な一問題と成りて居ります心理学者は注意を定義して、注意トハ、或ル方向ニ於ケル識ノ固執ノ總稱ニシテ、心ノ散亂セル状態ニ反シテ、其ノ集中セルコトヲ言ヒ表ス語ナリ、と謂はれて居ります平たく曰へば文字の如く意識を傾注する意味で、心を一方に集注する事である心の散亂を專一にする事であるサテ其の注意に受動的注意と發動的注意との二種があります 一に受動的注意とは他動的に注意された注意で有ります例へば讀書の最中に時計が鳴る其の音に氣を引かれて時計に意を注ぐ

是は受動的注意である、又た何氣なく散歩の途中に横町から忽然樂隊が来る忽ち心を其れに注ぐ是等は他動的に起る注意の類で有ります、次に發動的注意とは他から来る注意でなく自發的に自ら促す注意で有る例へば心を專注して統計の材料を集むるが如き、呼吸を殺して微かなる聲を傾聽するが如き皆な是れ自發的の注意で有る又停車場に友人を出迎た時眼を一心に車窓に注ぐ時の如き皆是の類で有ります、只今注意の徳と申して居るのは主に後者を意味して居ります此の注意なる者の状態を示すに心理學者は多く下の如き圖を用ひます



心を水に譬へて心水と申しますが時間が共に心の

移り行くは丁度水の流れる様なもので有りますソコデ是を意識の流れと申します言ひ換ふれば精神の經過で有ります然る此の意識の流れなる者が、不注意の状態に有る時は圖の如く極めて單調で有りますが若し精神經過が注意の状態に有る時は心の流れが波動的に成ります一層注意すれば波動は著しく高く成ります圖の波動の最も高い點が即ち心の注意状態で有ります此の強い波動が一面腦裡に深く印象される事に成る是れが後日に至り記憶と命名する者に成る

去月十七日神田の青年會館で心理学通俗講話會が開かれて大槻文學士は『物忘れの心理』を説かれたが、要は物忘れするのは注意せぬ結果だと曰はれたと云何も其の通りで注意すれば記憶に残り不注意なれば忽ち忘れる是れ印象が無いからである

免囚保護事業の獎勵

北海道北見 寺 永 法 專
寺永慈英院主幹

回顧すれば去る明治三十年 英照皇太后崩御に際し恐れ多くも其恩澤を蒙り全國囚人の出獄したるもの多數皆御恩恵の深きに感泣し手の舞足の踏む所を知らざる有様なりしも是輩の多くは幾何ならずして再び獄中の人となれり嗚呼彼等果して人面獸心なるか否決して然らず彼等の真情真に憐憫に堪へざるものあり其理由左に

- 一 彼等囚人は長く獄中にあり社會の事情に通せず又社會の進歩に遅れたり
- 二 彼等は社會に擯斥せられ社會の同情を失したるものなり
- 三 彼等は親戚故舊に至るまでに嫌厭せらるるものなり
- 右三の原因よりして直接生活難となり愈々苦んで

愈々社會に擯斥せられ且是等に對する保護救濟事業の設備不完全なるを以て依るに家なく頼むに人なく遺憾ながら再び入獄するの悲惨劇を演ずるに至るもの多し嗚呼彼等亦吾人の同胞なり且御聖意に對し奉り誠に恐惶措く所を知らざるなり

謹んで惟ふ方今米價の騰貴前代未聞なり隨て下民生活難の聲喧しく從來の經驗に徴すれば寧ろ犯罪者を多くするの傾きあり何んとなれば米麥等食料品の騰貴のみならず萬般の物五割乃至六割の騰貴なり人口の増殖著しく勞力の供給過剩となり倍々生活難の聲を大ならしめんとするの傾きあり故に此際

大赦減刑ありて一時に多數の出獄者を生じ一方是れが監督若くは保護獎勵事業等を完全に設備一番するに非れば恐れ多くも御恩命の御聖旨に背くこととなり吾人

實に一舉兩得にして始めて

御聖旨に稱ふにあらずや

世の同情ある人何んぞ奮勵一番せざる

尙出獄の際當局者は本人の出獄後將來の方針に對し意志詢問の上古郷親屬又は手次寺院住職に保護連絡を求め此際關係ある免囚に對し宗教家は誠心誠意爲國法保護救濟に一大盡力あらんことを

聖代の臣民として將さに味死せざるべからず常識ある者誰れか好んで犯罪せんや是れ彼等出獄者と雖も多少の所持金あるの間は良民と等しく社會に伍する所以なり彼等本より憫むべきものにして惡むべきにあらず饑寒身に迫る慈母も子を救ふ能はざるは人情ならずや人禮は有るに成なり無きに廢すと聞けり

故に社會は此保護事業を完全にして以て犯罪を再びするの悔なからしむるは吾人の

聖旨に對する義務ならずや而して本道の如きは土地廣く人少く尙年歲移民を召來しつゝあり故に免囚保護事業として大に授産の方法を講せざるべからず就中農牧業の如きは最適の事業とせん即ち各個の能力に應じて事業を分擔せしめ其監督亦頗る容易にして俄かに社會の繁劇に接せしめず徐々精神を修養せしめつゝ自活の方法となり



通信

●川越たより

川越分監長報

諒閣御同愁に御座候去りぬる日 聖上陛下崩御の事を拜承致し候てより萬民齊しく恐懼に堪へず悲愁の極働哭して天地に訴へたることに御座候借て同じ 陛下の赤子でありながら世の日蔭ものたる在監者も一朝御不例の趣を告げられで以來は一層に謹慎を表し憂懼の狀は其顔容に表はれ不自由の身にも何れ心中切に御平癒を祈るものと見受け居候折柄去る三十一日の朝猝かに全囚を教誨堂に集め分監長より御崩御の旨を達せられたるときは彼等は驚愕いはん方なく悲愁の餘り堂内唯々嗚咽と歎歎の聲のみ寂として莊嚴のうちにも暗然の氣に満たされ申候日頃淡快無邪氣なる少年のこゝとて一入いちらしく覺えられ候夫より五日間の御廢朝

中汝等の服役を特免せらるゝ旨の勅令ありしことを達せられ厚き大御心の罪囚にまで及びしを只管恐懼感激するの版見受られ候免役中は 先帝の御盛徳、國民の本分等つき日々懇なる教誨並分監長、各受持教師の訓話有之候典獄には特に八月一日分監に臨まれ全囚に大様左の如き訓諭あり少年に甚大の感動を與へられ申候 冷熱の烈しき少年も廢朝中は申すに不及今日迄尙愁然たるもの有之候而して這般の大喪中彼等の感懐は其日記帳に表現され居候間二三左に抽出致候先は右御報迄如斯御座候 早々敬具

七月三十一日 私共ノ念頭ニ放シテハ我 聖上陛下ノ御不

例テアル否崩御テアル恐懼憂懼ノ頂テアル木葉ニ等シキ愚生ノ命如何ニ縮少スルトモ命シナイ爲シ得ルモノナレバ身に引代リタイ勿體ナキ恐レ多キ事ナカラ

七月三十一日 天皇陛下 御崩御遊サレシ承リ實ニ驚キ只

々涙ニ一日ヲ暮シタリ是迄此ク計リ厚キ御恩ヲ報ヒサル中ニ如斯ナラントハ實ニ殘念ナリ御恩ハ後必ス報ヒ奉ラント思フ

八月一日 天皇陛下 御崩御ノコトハ私ハ忘レマセン監房ニ於テモ工場ニ於テモ必ス謹慎ヲシマス

八月一日 教誨、訓話中ニ自己ノ心ニヒシノト當ル言葉少ナカラズ如何ニモシテ社會ニ活動セン真民トナツテ君國ノ爲メ大ニ努力セン

八月三日 先帝ノ大御心ヲ承ルニ付テ今更國家ニ不忠ナシマタ事ヲ悔入マス

少年受刑者に對する典獄の訓諭

大喪につき五日間廢朝御出され此間特に在監者の服役を免ぜられたることは既に分監長より申示されたる通りであつて、其後皆能く謹慎を表して居ると云ふことであるから改めて本官より申聞ける程のことではないやうであるが、此度の事は實に尋常のことでないから尙焉と申聞けて置きたいと思ふ

先帝陛下御不例にあらせられたる當時分監長よりおまへ達に其御事を知らせたところ一同のものが特に謹慎を表して居ると云ふことを前日に來た時に余は聞及んだのであつたが、我七千萬の國民は 陛下の御不例を承るや皆心痛に堪へず各亦誠を込めて一日一時も早く御平癒あらせられんことを神佛に祈願したのであつたが不幸にして遂に 崩御あらせられ實に吾れノ臣民は恐懼措く所を知らず悲哀の極に在るのであるが、おまへ達も分監長及び教師より 崩御のことを承つて皆泣たことであるが苟も我が國民たる以上はさうなくてはならぬと思ふ、箇

様に血あり涙あるおまへ達であれば今余の申聞けることもよく判るであらう

先帝陛下崩御あらせられたにつき同日宮中に於いて踐祚式を行はせられ 今上天皇陛下御即位になり大正元年と改元せられたと同時に我が大日本帝國の天地が新になつた譯である而して大喪につき五日間廢朝御出され此間特に在監者の服役を免ぜられたるは誠に有難く畏れ多き次第である、此の免業中の心得には就て分監長より示したる如く其間特に教誨訓話も致すのであるが一同のもの皆此際一層謹慎以て哀悼の誠意を表し奉ることに努めねばならぬ

先帝陛下の御不例中は只今申した通り國民が擧つて真心を込め御平癒を祈り奉つたのである本官も先月二十四日 天機何に參内したのであつたが其時二重橋外より坂下門前にかけて老若男女夥しく打集ひ炎熱殿くが如き日中砂塵の上に跪き宮城に向つて 陛下の御平癒を祈り奉るの有機を目撃して余は何とも申すことの出来得ない感に打たれたのである、尙聞く所に依れば徹夜して去らず連日連夜此の姿であつて益々打集ふもの多きを加へ其臣民の捧ぐる熱誠は寔に天地を動かすが如くであつたが、嗚呼三十日午前零時四十三分遂に崩御あらせられたと承りて一同聲を擧げて慟哭したることである、之れを以て見るも我が國民が 陛下に對して如何に忠實なるかを窺ひ知らるゝのである外國人の如きは此實況を見て皆驚いて居ると云ふものである大喪に就ては國民一般悲慟に堪へず毎日に巾旗を掲げ皆謹んで

真摯の誠意を表して居るのである。そして又門戸を開き業を休むものも少くないが、開け一日二日にして各人の随意なれども、在監者は世間一般のものとは異なり刑罰に處せられたる當然の結果として作業を科せられたるものなれば、此場合と雖も普通人民の如く自由に業を休むことは出来ないのである。夫れ故特に恩役をぞられた次第で全く、今上天皇陛下の有難い恩召より出たるものであると恐察し奉るのである。

先帝陛下の御聖徳及び御事蹟の鴻大なることは世人の熟知する所に於て、恐くは世界各國の史乘中比倫し奉るべきものばあらざらざらんと想ふ。實際外國人に於ては世界の偉人であらざらざるゝと申して居る様子は、されば、陛下の御鴻業を吾れ々々の口より申述ぶることは畏れ多いのみならず、實際出来ないのであるが、今おまへ達に關する一二を擧ぐれば、第一教育勸諭に指を屈せねばならぬ之れは常に教育上に關してのみならず一般庶民に對し國民道德の基本を御示し下されたのである。次には軍人に賜りたる勸諭である之れも、單に軍人のみならず我邦は國民皆兵であるから國民一般に恩賜すべきものである。其次は戎申詔書である、此の三つは我が國民として實に大切の守り本尊である。夫れ故嘗て當分監開始の時よりして此の事をばおまへ達によく申開けて置いたのである。斯の三大御教訓、今日となつては陛下の御遺訓と相なつてしまつたのである。是に畏れ多いことである、夫れから陛下が吾れ々々臣民を赤子の如くに思召され

一は、今上天皇陛下に對して忠貞の民となつて御鴻恩の萬分の一に酬ひ奉るの決心がなくてはならぬのである、若しも然らずして此の際改悔が出来得ないで、今上天皇陛下に對しても同じく不忠の民であつたならば、其れこそ實に人非人である。日本國民とは申されないのである、されば免業の五日間は、おまへ達にとつては特に大切であつて、余は此の五日間は、おまへ達の一生の運命の定まるときで、此の際改悔の出来得ないやうなものに到らば、改悔の見返はない者である。云つても支障はあるまいと思ふ、我が國は既に世界一等國の仲間之列したのである。而して國民が忠孝の感念に富み従つて陸海軍人が忠勇義烈にして、戰爭に方つて強き事は實に世界一であるが、在監人の多いことも亦世界一である。と云ふものがある、一は實に喜ばしきことなれども、一は誠に恥かしきことである、夫れ故今日おまへ達が一人も残りず皆改悔して、其民に立歸れば、此の分監は空あきになり従つて日本は世界一番の監人の少ない國となるさうなれば、實に我が國家の爲に賀すべきことでも亦おまへ達の幸福となるのである。から皆屹度改悔して、其民に立歸るやうにせねばならぬ。是れやがて余が特に訓諭を與ふる所以である。(山本教師筆記)

管内囚保護成績

前橋監獄報

我が前橋監獄管内に於ける出獄人保護事業は明治

常に御仁愛を垂れさせ給ひたる御事は數限りもないのである、本日の日記帳の教訓として掲げてある左の御製を拜見しても先帝陛下の思召の有難いことが判る。

あつしともいばれざりけりにえかへる
水田に立てる殿をおもへば

今上天皇陛下が御孝徳に當ませらるゝことは明かであつて、今更申す迄もなきことである。而して皇太子殿下の御時、御見學遊ばされ萬事に御通曉あらせられ、至つて英明に涉らせらるゝ御事も、皆世人の拜承して居る所である。そして御仁政を行はせらるゝことは申す迄もなきことである。昨日宮中にて朝見式を行はせられた時の勸諭の末に、「右司須らく先帝に盡したる所を以て朕に事へ臣民亦和衷協同して忠誠を致すべし……」と仰せられてある、我が臣民に誦んで聖旨を恩賜することに努めねばならぬのである。おまへ達は、先帝陛下御在世中に於て此處に來たのである。先帝陛下に對して御詔を申上げ以て陛下の神靈を安んじ奉り、

四十二年二月群馬縣令第十一號出獄人保護規程發布に依り始めて實施せられたのであつて、爾來茲に三年六ヶ月餘を経過せり、尤も同規程實施以來の狀況并に成績に就ては兼々貴會へ報告した事であるが、茲に本年上半期に於ける成績を調査報告するに當り、既往(即ち保護規程實施以來)の成績を累計調査し之を説明することとする。

左表は出獄人釋放地各警察署の調査に依り之を製表せしも、尙ほ他に全管内(邑樂郡を除く)を通じて各郡又は各署別に有志宗教家の團體に成れる地方保護會(名稱に異同あるも)に於て直接保護の任に當れる實況で、其成績も亦顯著であつて、本管内に於ける出獄人保護事業は、前上の宗教家團體に於て規定機關(即ち警察署、町村長並に學校長の參照)と一致協力し、此事業に當れるを以て寧ろ其成績効果は前述の他、万保護團體役員の盡瘁に係るもの多きを認む、故に茲に特筆し以て其勞を多とし且つ推奨するのである。一明治四十二年二月以降の保護成績を總括すれば

改元

今上天皇陛下踐祚の結異年號を左の如く改めらる

大正

右は公羊傳に「君子大居正」、易經に「大亨以正天之道也」とあるに由る
右に關する詔書左の如し

詔書

朕非徳を以て大統を承け祖宗の靈に語て萬機の政を行ふ茲に

先帝の定制に違ひ明治四十五年七月三十日以後を改めて大正元年と爲す主者施行せよ

御名御璽

明治四十五年七月三十日

各大臣連署

大喪の喪期

大行天皇御崩御に就き去る四日宮内省より大喪の喪期並に喪服着用心得を發表せり先づ喪期に就ての要領左の如し（崩御以來刑の執行及音曲停止其他發表ありたるも既に事済となりたるものは掲載を省く）

一、大行天皇の喪に丁る時大喪とし大喪には天皇、皇族及臣民喪に服しその喪期は一年とす

一、喪期は七月三十日より起り大正二年七月二十九日に終る

一、喪期は左の如く三期に分つ

第一期 五十日（自七月三十日至九月十七日）
第二期 五十日（自九月十八日至十一月七日）
第三期 殘日數（自十一月八日至大正二年七月廿九日）

喪服規定

別項の如く皇室喪服令第十八條に據て大喪一ヶ年を三期に分ち五十日を第一期、五十日を第二期、殘る日數を第三期と定められたるが各三期に於ける喪服規定は昨年六月十五日宮内省告示第十一號を以て發布されたるものに據る其大要を摘記せば左の如し

男子喪服制式

△第一期（五十日間） 帶劍帶刀の制服着用者は黒紗幅凡三寸を左腕に纏ふ、黒紗を以て劍又は刀の柄を巻く（但し短劍又は短刀は此限に非ず） △帶劍帶刀の制なき制服着用者は黒紗幅凡三寸を左腕に纏ふ（但し潤袖の制服は此限に非ず） △通常禮服及通常履着用者は黒紗幅凡三寸を左腕に纏ふ、黒羅紗幅凡三寸を以て帽を巻く通常服の帽飾飾は黒色とし上衣、下衣、袴、手袋は第一期に限り黒色とし但し鼠色の手袋を用ふるを得
△第二期（五十日間） 前三者何れも其第一期に同じ
△第三期（二百六十五日間） 前三者何れも其第一期に同じ

女子喪服制式

△洋服

△第一期（五十日間） 衣は黒色として地質適宜光澤なきものとし、黒紗の飾を附す其他の飾は總て黒色とす、帽飾、髪飾は總て黒色とす但し大喪及一年の喪には黒羅紗を背後に垂る、覆面は黒色とす、手袋、扇、傘、靴、靴袋は黒色とす但し第三期に於ては灰色白色の類を用ふるを得
△第二期（五十日間） 衣は第一期同様帽は黒色として帽飾髪飾は黒色又は灰色白色の類とす、覆面は黒色又は白色の類とす
△第三期（二百六十五日間） 衣は黒色又は灰色白色の類とし地質適宜とす飾は衣黒色なる時は色適宜灰色、白色の類なる時は黒色とし帽は黒色とし帽飾、髪飾は適宜、覆面は第二期同様手袋扇、傘、靴、靴袋は灰色、白色の類を用ふるを得

△袴 袴（甲）
△第一期（五十日間） 袴は黒緑色布とし袴は柑子色布とす
△第二期（五十日間） 同前
△第三期（二百六十五日間） 袴は鈍色生絹とし袴は萱草色生絹とす但し冬季は袴に草萱色の裏生絹を用ふ
髪は第一期第二期に於ては垂髪を引き第三期に於ては垂髪を引かず元結足袋は白色、扇（ホンボリ）は骨黒色地鈍草履の緒及靴は柑子色又は萱草色とす
高等官及高等官の待遇を受くる者袴を用ふる時は本號に依る

△社袴(乙)

△第一期(五十日間) 袴は鼠色布とし袴は萱草色布とす
△二期(五十日間) 同前
△第三期(二百六十五日間) 同前
髪は第一期及第二期に於ては垂髪髪を引き第三期に於ては垂髪髪を引かず元結足袋草履の緒は白色、扇(ホンホリ)は骨黒色靴純白新萱草色とす判任官及判任官の待遇を受くる者袴袴を用ふる時は水號に依る

▲以上の外の服装

△和服 衣服の左胸に蝶形結の黒布を附す
左腕に黒布を纏ふ

●御大葬期日

△六日官報號外發表告示

來る九月十三日、十四日、十五日大行天皇の大喪儀を行はせらる

●服役特免と囚情

大行天皇崩御あらせられ五日間の廢朝仰出さる

徒に於て不謹慎の言動なからんとに留意し且嚴正に規律を守らしむると共に日々囚人を會し懇切に天皇の御盛徳と國民の本分とを説諭し以て忠皇愛國の思想を啓發するに努め尙ほ適當の範圍内に於て信書接見に關する制限を解き以て感化上有益なる動機を興ふる等諸般の方面より休役の時を利用すべしとの旨趣を以て訓令する處ありたる結果各監獄に於ても夫々教誨を爲し訓諭を加へたるが其狀況に關し各監より司法省へ報告したる所に據り之を觀るに一般に謹慎し肅如として哀悼の意を表し一人の犯則者だになきのみか而も恐懼悔悟して改悛の狀著しきものあり中に於て或は此際皇室へ入監前よりの貯金を献納したしと云ひ或は賞與金の全部を献金したしと申出づる等元より採擇すべき事柄に非ずと雖も其心情に至ては諒すべきなり更に或在監軍人の如きは感激の餘り縊死を企てんとしたるものあり若し夫れ典獄等の教誨訓諭をなしたる時の如き多數の囚徒悉く感極まつて泣き

大正元年八月六日

宮内大臣 伯爵 渡邊 千秋
内閣總理大臣 侯爵 西園寺 公望

●臨時議會召集

朕帝國憲法第七條及第四十三條に依り本年八月廿一日を以て帝國議會を召集し三日を以て會期と爲す可きことを命す

御名 御璽

大正元年八月六日

各大臣副署

、や該期間内は囚徒の服役を特免し死刑及び答刑の執行を停止せらるゝ旨勅令第二號を以て公布されたるに依り司法大臣は典獄並に分監長に對し囚

婦人の如き歔歔嗚咽仰ぎ見る能はざるものありて慥に平素の教誨訓告に幾倍するの功ありき嗚呼率土之濱莫非王臣在監の囚徒も亦忠愛なる帝國の臣民なり誰か 聖恩の深且大なるに感泣せざらんや思ふて茲に至れば寔に這般の 御思召たる囚徒に對し多大なる感動を興へ十分の効果を顯したるものと謂ふ可し
尙ほ囚徒の動靜に關する各監獄よりの報告は大同小異なるが今左に水戸監獄の報告を載録して其一斑を示さん

免役中に於ける在監者の狀況報告

大行天皇 御不例に亘せらるゝ趣き客月二十日初めて拜聞するや部下一同に訓示し此際秋毫も不謹慎の行爲なき様深く相戒め爾來御容態の公示を拜承する毎に恐懼措く所を知らず部下一同と共に御平愈を祈願致居候得共 御大體の趣き在監者一同に公示するに於ては多數在監者中に萬々一非國民的思想を有し不敬の妄念を懐くものなきを保せず斯くては寔に恐懼に堪へざる次第に付部下に訓示し御大體の趣きは固り在監者に知らしめざりしに同月三十日遂に 崩御遊ばされたる趣當報にて拜聞し直ちに在監者一同に公示したるに一同深く憂愁の色を顯はし涕泣

歡歡する輩影ながらざりし狀況に有之候處同夜廢朝中四人の服役特免せらるゝ旨御命令の趣き當報に接し去月三十一日より本月四日に至る五日間免業せしめ候尙監秘甲二〇號を以て特に御訓令の次第も有之其期間中に於ける書信接見其他の處遇方法左記の通質施設候條御中間に於ける彼等の舉作及感想の概況を具し此段及報告候也

大正元年八月八日

水戸監獄典獄 立石重司

司法大臣 松田正久殿

教誨

一免業中は毎日總圖教誨を午前に行し皇城を造拜敬申の意を表せしめ午後には専ら訪問教誨を行はしむ

小官並分監長は教誨に先立ち 陛下御盛徳の一斑と御在世中の聖訓を説示し此際臣民の分としては聖訓の御旨趣を奉體し陛下在天の英靈を安んじ奉り速かに改心歸善し以て皇恩に應へ皇國興衰の民たらんことを要する旨懇諭したるに一同謹懐聽聞して感涙に咽ぶものもむなからず深く感動の狀あるを認め候

信書

免役期間中に於て發信一同特許を許し來信は許可の分にして期間未到達の爲め交付せざるもの必要と認むるもの一人に付三通まで交付することを許したるに其件數等左の如し

一發信

人員百九十八人内譯 先帝陛下御遺徳を慕はされ恐俱に堪へず謹慎改換を誓ふ文 六十一人

同土上恐慎謹慎を表する旨認めたるもの 六十三人

普通の用件のみを認めたるもの 七十四人

人員三十二人内譯 改慎を誓ひたる文意 十二人

自己の用件のみを認めたるもの 十五人

普通用辨に過ぎざるもの 五人

人員四十二人内譯 將來改換を誓ひたる文意あるもの 十六人

普通用辨のみ認めたるもの 十一人

安否問合 十五人

一來信の交付 人員七十三人 信書數 百二十八通(本 監) 二十通(土浦分監)

人員十三人 同 二十四通(下妻分監)

接見 免役期間中に接見願出ありたるときは期間の到達せざるものと雖ども特に許可することゝ爲したるも本分監共之れが爲め特に許可したるものなし

書籍 看讀書籍は官本私本共引換期限未到達のものとは雖ども引換希

望者には此際特に一冊限り引換又は増貸を許可することゝ爲したるに其冊數等左の如し

臨時引換又は増貸(本 監) 官本三百五十一冊 私本八十五冊

同 (土浦分監) 官私本並して九十三冊

同 (下妻分監) 同上三十二冊

書籍引換後の狀況を視察するに本件は最も彼等の意に適したるものゝ如く平時に比し一層熟讀し修養に資する所ありと認め候就中勅語道話、國民讀本、實業修身讀本、國の光等を熟讀して陛下の御威徳を讚歎せる者多きを認めたり

懲罰

現在懲罰執行中又は停止中の者にして此際免除するを以て感化上有益なりと認め免除したる人員及び懲罰種類左の如し

執行中男四人内 (輕罪禁圖書圖審閱讀禁止併科) 一一 一人

執行停止中のものなし

執行中男三人内 (臥具の着用停止) 刑事被告人 二 一人

執行停止中のものなし

(下妻分監) (戒食四日にせせられ身體の衰弱) 一 一人

免役期間中看守の休憩非番を廢し且つ免役の爲め配流上より

免役期間中看守の休憩非番を廢し且つ免役の爲め配流上より

八月一日同

各監房とも前日と同様至極謹慎し居たり被告人の如きは特に哀悼の情を表し中に於て教誨に感じて落涙する者さへあり病囚は殊に靜順にして端座して謹慎を守る常に不謹慎に流れ易き累犯囚の如きに至りても謹慎の色深くして稀れに石盤に

生したる過員と併せて監房其他必要の箇所に配置し尙就寢は浴室勤務の人員が増し檢束規律の勵行を期すると共に在監者の動靜視察に充て秋壺も不謹慎の舉作を爲すべき餘地を與へざることに勵めたるに該期間中本監在監者にして注意訓戒したる者五十八件にして遂期の主たるものは交談、睡眠、姿勢に關する未遂なり土浦分監に於ては七件下妻分監に於ては二十九件にして何れも本監同様の微犯行に過ぎず苟も不敬又は不謹慎に渉る言行を爲したるものゝ如きは更に無之候

在監者の感想及び動靜に關し視察したる事項

七月三十一日當監々房視察(小官並に教誨師に於て視察)

各監房共に最も謹慎を表し談話は勿論、一片の咳聲をさへ認め得ざりし而して書籍の貸與を受けたる者は感謝の念を以て熱心に看讀し讀來たりて御製に至るときは再三之れを讀み返して聖旨を拜察し肅然として懃を正しくせるものありき平岡義具(傷害致死犯懲役六年)の如きは石盤に「亡き君に不忠なりけり我身こそ後の君には忠義盡さん」と云へる自作を記し居たり

哀悼の實感を記載し居るものありき又書籍に對しては問はざるに増し與を謝するものありき

八月二日同

各監房共に能く謹慎は状を示し看讀書籍に就ても彌々感謝の色を呈せり謀原婦一(殺人未遂初犯懲役三年)の如きは食與書籍實業修身訓中の御製

たちちの庭の敷へはせまけれど

ひろき世に立つ基とはなれ

の御歌の聖意を味ひ聖徳の廣大なるに感じ、荒井茂手次郎(病囚窃盜五犯懲役四年)の如きは此度「世界の帝王」なる其書の食與を受けしを喜び且天恩の深きに感じ廟御を惜むの情切にして晴涙に咽へり岡部利(窃盜初犯懲役六月)の如きは本月八日満期釋放なるに鐵窓の裡にて此大裏に遭遇せるを深く遺憾とし感涙を催せり、而して頃日來の決心所感を述べて併せて「かくり來し心のけかれ今こゝに思ひつきたる彌陀の教へに」と云へる自作の和歌を示し出獄後良民となりて皇恩の萬分の一に酬ひ奉らんことを期すと語れり、又免役申特殊の實感を訊問せしに各監房共大部分は悲悼の外なしと答へたり然れども

一宮内兼吉(放火窃盜初犯懲役四年)は先帝崩御は悲悼の極なり只我は默するのみ然れども只新版圖たる朝鮮が或は今後叛亂の種戯を演ずるやも知る可からず之れ只深く憂ふるのみと

大に感したる所ありとて語つて曰く此際改悛せば大に其效ありと感ずと云へり、蓋し大正の時代には國家の良民となり得べしとの感にて改元に付感したるもの、如し
又益子清次郎(窃盜三犯懲役五年)は食與書籍中

御製

冬深きれやの念をかされても

との御歌を嘆稱し居たり

おもふは賤か夜寒なりけり

各監房共静謐謹慎以て哀悼の意を表す

八月四日同

書籍に對しては深甚感謝の念を表せり又看讀の枚數漸く進みしと見え各監房共難解の文字を質問する者前日に比して多數なりき、又特別貯貸與の書籍返納は如何にすべきかと質問するもの多かりしが之れに對して此度は特に寛大の處置を取るべし追て返納期日を示すへしと申聞けられれば各自感謝の色深かりき

一田中淺四郎(強盜初犯懲役六年)の如きも殊の外謹慎にて去る七月三十一日不敬の言を吐きしを深く後悔し居れり

一又土浦分監監獄飛田齊(強盜初犯懲役七年)の如きは喫飯終る毎に必ず分監城の方向に向て合掌して禮拜し

又武川仙太郎(強盜累犯懲役六年)の如きは常に行狀不良にして屢々犯則行爲ありしものなるか今回の免業中には左手に念珠を懸け真心謹慎し居たり以上の如く一般在監者は悲哀

云ひ
一梅田周三(殺人未遂初犯懲役七年)は平常には輕侮の態度ありしに拘はらず頗る謹慎を表し乍ら岡圓の身にして大裏に遇へることを深く遺憾とすと云ひ

一野島宇右衛門(窃盜二犯懲役一年六月)は質問を耳にするや何等の返答なかりしに既に兩眼濕へるを見る蓋し之れ深く廟御を惜みに依れるか

一大和田由太郎(詐欺三犯懲役三年)は出獄後皇恩の萬一を真民として報ひ奉らんことを決心し居りしに俄然大裏に遭遇す遺憾の至りなりと答ひたり

八月三日同

各監房共静謐、殊に寢食の時に於ても談話の聲を聞かず何れも規律正しく喫飯し居たり

一木村藏吉(横領三犯懲役三月)は食與書籍「國の光」中疊職源吉が二宮先生の感化によりて改悛せし記事に深く感動し我も此際善良なる國民たりんことを期すと申し居れり

又小泉濱吉(強盜七犯懲役六年)は「離家三三年」落涙千百行萬事皆夢、時々仰暮天」と云へる偶感五絶を石盤に認め既往を悔ゆるの色を呈せり

又柳井金太郎(穿盜三犯懲役一年六月、三年六月)は大裏に付

の情に聞ぢられ沈黙静坐謹慎を表し皇恩の宏遠を感謝しつゝありて免役中に於ける日々、の教訓訓誨は深く彼等の心情を掃かし驅程に徹底したるもの、如く又新元號を紀念とし良心に復歸改悛すべきもの尠少なざるべしと雖とも尠に内債を命じて彼等の半面を視察せしむるに先年英照皇太后崩御の際恩赦ありたるより豫想して今回も必ず減刑の恩命に接すべく期待し居るもの亦尠からず認められ候而して刑事被告人にして上訴取消たるもの二三なきにあらざるも將來の恩赦を豫期したるものとも認め難く候又當監には豫て在監者の徳性滴委手帳として一部の者に實感録なるものを下付し毎月一回所感を筆記せしめありて今回特に制限外筆記を許したるに本監に於て筆記したるもの四十四人土浦分監六人下妻分監七人にして何れも先帝陛下の廟御に對し奉り誠懼哀悼の意を表し此際心機一轉、陛下の美靈に應へ奉りて改過遷善の實を願はさんとを誓ふ旨を記載せり

●免囚保護事業の成績

司法省にては免囚事業の奨励に努めつゝありて本年度豫算には奨勵費三萬圓を計上せるが今其成績を聞くに全國に於て公私法人又は個人の經營に係る出獄人保護、授産等を爲しつゝあるは七十餘箇

所にして其中には創立日淺くして未だ見るべき成績なきもの二三あれ共四十二年末日調査に依れば同年中に被保護人たりし者二千三百七十一人に前年の途に就きし爲め保護場を退きたる者四百十二人の親族故舊の引取るに至りし者五百二十九人ありて是等は兎に角相當選善の希望を以て其前途を認めたるなり尤も再び入監するに至りし者二十七人、無断にて退場せし者二百七十七人、退場を命せられたる者四十四人等ありしは事業の目的に副はざる感あれども大體より見れば漸次良好なる成績を擧げつゝありて同年末現在被保護人は千八百八十一人に達したりと

叙

任

(山口)看守長 原田光良
任朝鮮總督府看守長七級俸給與
咸興監獄在勤ヲ命ス
(廣島)看守長 海城他人男

任朝鮮總督府看守長九級俸給與
海州監獄在勤ヲ命ス
司法屬 土居寬申

任監獄通譯兼司法屬七級俸給與
任司法屬七級俸給與
(高松)看守長 渡部新平

監獄局職務課詰ヲ命ス
(和歌山)典 獄 佐藤光二

文官分限令第十一條第一項第四號ニ依リ休職ヲ命ス
任典獄叙高審官六等
檢事 山隈眞直

和歌山監獄詰ヲ命ス
七級俸下賜
(宇都宮)典 獄 逸見祐之助

依願監獄醫ヲ免ス
依願監獄醫ヲ免ス
(小笠)監獄醫 西元龍介

依願監獄醫ヲ免ス
依願監獄醫ヲ免ス
(神戶)監獄醫 高貫篤一

(高松)監獄醫 藤井憲照

小菅監獄詰ヲ命ス

任看守長十一級俸給與

高松監獄詰ヲ命ス

月俸三十八圓給與

任看守長十級俸給與

十勝監獄詰ヲ命ス

任看守長月俸二十三圓給與

高知監獄教師ヲ命ス三級俸給與(長崎)教師

浦和監獄監獄醫ヲ命ス四級俸給與

松山監獄監獄醫ヲ命ス五級俸給與

(靜岡)看守 伊賀吉太郎

(神戶)看守長 西原幸三

(巢鴨)看守 中田達治

(山口)看守 江並猛

(長崎)教師 能宮祐昭

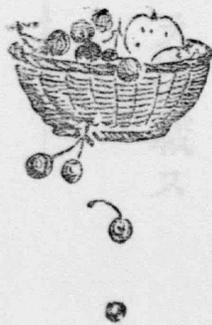
中 鶴二耶

高橋房太郎

會 報

眞木理事の出張

眞木本會理事は園屬を隨へ秋田を経て青森盛岡仙臺水戸の各監獄及管内分監を巡閱する爲め去る十日出張せるが九月三日頃歸京の豫定



司 法

第二卷第七號
七月二十五日發行

一部 定價拾貳錢
特價拾錢

監獄局、刑事局其他ノ公文
監獄、刑事其他ノ公文
典獄、看守長其他ノ異動
評論、判例、其他ノ事項

ヲ掲載ス

發行所

東京府豊多摩郡千駄ヶ谷村原宿三三四
振替貯金口座東京六貳〇八番

司 法 社

會費送附方

肩書番地	宛名	振込局名
東京市麴町區西日比谷町壹番地	監獄協會理事 眞木 喬	司法省內郵便局

大正元年八月二十日發行

(定價金拾貳錢)

發行所 東京市牛込區市ヶ谷谷町五十三番地 豐野 原 珍
 編輯人 東京市四谷區愛住町二番地 磯村 政 富
 印刷所 東京市神田區三河町十四番地 丸利 印刷所
 發行所 東京市豊町區西日比谷町壹番地 監獄協會
 電話新橋壹參六八番
 賣捌所 東京市四谷區愛住町二番地 東京書院

九月二十日發行